

平成 2 9 年

文教委員会会議録

と き 平成29年9月25日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会文教委員会

日 時 平成29年 9月25日 (月) 午前10時00分～午後 2時45分
場 所 品川区議会 議会棟 5階 第4委員会室

出席委員	委員長	つる 伸一郎 君	副委員長	鈴木 博 君
	委員	渡部 茂 君	委員	このの 孝子 君
	委員	南 恵子 君	委員	のだて 稔史 君
	委員	松永 よしひろ 君	委員	高橋 しんじ 君

出席説明員	中 島 教 育 長	本 城 教 育 次 長
	品 川 庶 務 課 長	篠 田 学 校 計 画 担 当 課 長
	有 馬 学 務 課 長	熊 谷 指 導 課 長
	大 関 教 育 総 合 支 援 セ ン タ ー 長	横 山 品 川 図 書 館 長
	福 島 子 ど も 未 来 部 長	高 山 子 ど も 育 成 課 長 兼 児 童 相 談 所 移 管 担 当 課 長
	廣 田 子 ど も 家 庭 支 援 課 長	佐 藤 保 育 課 長
	大 澤 待 機 児 童 対 策 担 当 課 長	吉 田 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長

○午前10時00分開会

○つる委員長

ただいまより、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力よろしくお願いをいたします。

本日は、3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 議案審査

(1) 第62号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○つる委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

初めに、(1)第62号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○有馬学務課長

それでは、第62号議案についてご説明いたします。資料もご覧ください。

学校医等は特別職の非常勤職員であり、一般の職員とは別に条例で公務災害補償に関する事項を定めています。本案はその品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する上程の一部を改正するものです。

まず、1の改正理由ですが、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」の一部改正が施行されたことに基づき、都条例においても条例改正がされ、本年6月14日に交付、同日付で施行されました。区におきましては都条例に準じているということから、都の今回の改正を受けまして同様の条例改正を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、2点ございます。1つは補償基礎額のうち扶養にかかる加算額の改定、もう1つは介護補償の限度額の改定となります。まず(1)補償基礎額のうち扶養に係る加算額の改定についてご説明いたします。アの配偶者については従来450円であったものを200円に下げ、イの22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、200円を300円に引き上げるというものです。そのほか記載のとおりウからカまでの扶養については200円とするものです。合わせて経験年数が10年以上16年未満の学校医、学校歯科医の扶養親族たる配偶者については加算額を100円に減額するもので、16年以上の学校医、学校歯科医については加算を行わないものとするものです。この改正は都の人事委員会による職員の給与に関する勧告に基づき、一般職員の給与に係る扶養手当の改定が実施されたことに伴うものです。

改正の趣旨といたしましては、民間企業における配偶者手当を支給する事業所の割合や、公務員における配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあること、また子どもに要する経費の実情や、少子化対策という点に配慮すれば、配偶者に係る手当を減額することによって生じる原資を用いて、子にかかる手当額を引き上げるのが妥当というものでございます。

2点目は介護補償限度額の改定です。資料の裏面、(2)をご覧ください。この介護補償ですが、常時ま

たは随時介護を要する状態にあり、かつ介護を受けている場合にこの期間について病院に入院している場合等を除き補償額を支給します。

例えばアの常時介護を要し実費を支出した場合について、1カ月当たりの限度額を10万4,950円から10万5,130円に引き上げるものです。このほか記載のとおり、イからエのようにケースによって限度額が異なりますけれども、いずれの場合も40円から180円の範囲で限度額を引き上げられるということになっております。この改正は人事院が定めます国家公務員の公務災害補償における介護補償の額が引き上げられたことに伴うものでございます。

新旧対照表につきましては別添のとおりでございます。

施行の期日は条例交付の日といたします。なお、都条例同様、経過措置を規定し、平成29年4月1日を適用日といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

これまでもいろいろ出されている公務災害補償と同様に変更されるものだと思いますけれども、今回、条文の議案の書面を見ると扶養親族というのが新たにつくられるような形で書いてあるのですけれども、今までもそういったものがあったということでもいいのかということと、あと、200円や300円という額の算定の仕方について伺いたいと思います。

○有馬学務課長

扶養手当の改定につきましては、今正しい記憶がないですけれども、ここ数年は扶養手当の改定というのはございませんでした。数年ぶりではないかと思います。

それから、今回の200円、300円という金額でございますけれども、まず配偶者につきましては450円から200円に引き下げとなります。配偶者は1万3,500円というのが一般の職員の扶養手当でしたが、それを6,000円に引き下げするというものです。ですので、6,000円を30日で割ると1日当たり200円ということで、配偶者は200円となっております。一方、子どもにつきましては6,000円を9,000円に引き上げるということで、それを30日で割ると1日当たり300円となるものでございまして、子どもは200円から300円に引き上げとなります。

○のだて委員

そうすると、今回配偶者のほうが引き下げられて、子どものほうが引き上がったというところで、今までに品川区において、この公務災害補償を受けた方はいらっしゃるのか、また対象となる方が何人ぐらいいらっしゃるのか伺いたいと思います。

○有馬学務課長

これまで学校医等につきましては公務災害の該当になったというケースはございません。これは以前、平成13年度までは都条例ということでしたが、平成14年に地方分権一括化により市町村が主体的になって取り組むということで平成14年度から移行されておりますけれども、その後1件も公務災害に該当しているというものはありません。

それから対象者ですけれども、学校医等につきましては延べで270人ほどですけれども実数といたしましては215名の方が該当する学校医、学校歯科医、薬剤師として働いているということです。

○つる委員長

ほかにございますか。

○南委員

先ほどの説明の中で、主な改正内容の(1)のウ以降の説明のところは少しきちんと認識できなかったの
で、大変申しわけないのですけれどももう一度説明していただけないでしょうか。経験年数が10年か
ら16年未満と16年以上ということについては、メモできたのですけれども、それ以降の説明のとこ
ろをとりわけ教えてください。

○有馬学務課長

まず、アの配偶者の200円というところはよろしいでしょうか。

○南委員

はい。

○有馬学務課長

それから、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもについては200円から300円
に上がるということです。それ以後、このウからカに書いてあるような、例えば孫ですとか、それから
父母、祖父母ですね。それから扶養している兄弟、弟、妹ですね。それから重度の障害者等について
は200円になるということでございます。

経験年数に基づいて減額が行われております。経験年数が16年以上については加算はしないとい
うことです。これは経験年数が長いともともとの基礎額が高いので、減額したり支給しないというよ
うなことにしているということでございます。

○つる委員長

よろしいですか。

○南委員

はい。

○つる委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成です。

○つる委員長

公明党。

○こんの委員

賛成です。

○つる委員長

共産党。

○南委員

賛成します。

○つる委員長

民進・無所属。

○松永委員

賛成です。

○つる委員長

高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより、第62号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(2) 第63号議案 品川区立図書館条例の一部を改正する条例

○つる委員長

次に、(2)第63号議案 品川区立図書館条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○横山品川図書館長

私からは、第63号議案、品川図書館条例の改正について説明させていただきます。

今回は大崎図書館の移転に伴い、位置の表示を改正するとともに分館を設置するものです。具体的には施設の位置を現住所の東京都品川区大崎二丁目4番8号から東京都品川区北品川五丁目2番1号に変更いたします。現在、北品川五丁目に建設中の新たな大崎図書館の竣工に合わせ、平成30年6月の開館予定で準備を行うものです。

施行日は平成30年6月1日です。

また、現在建設工事中の芳水小学校敷地内に大崎図書館の分館を設置いたします。開館は平成31年1月以降ですが、工事の進捗により変更の可能性があるため、施行日を教育委員会規則で定める日としております。所在地は東京都品川区大崎三丁目12番22号でございます。

この条例改正とともに書架等大型備品の買い入れについて総務委員会でお諮りしております。

それでは、資料をご覧ください。大崎地区の新しい図書環境は、まず平成30年2月、地図下部右側、黄色の星形で示しました大崎駅西口に図書の取次施設を開設いたします。次に、地図下部に表示の赤い星形の現在の大崎図書館が平成30年6月に、地図上上部の黄色い星形、北品川五丁目に移転することに伴い、この施設が平成30年3月をもって閉館となります。そして、平成31年1月以降に地図下部左側、星形の芳水小学校へ併設の図書施設の開設を行い、3拠点で大崎地区の読書環境を下支えしてい

く予定でございます。地域の方の図書館への思いを受け止めて、移転を契機により充実した図書館へと、地域の方とともに整備を進めていく方針でございます。

資料の裏面に各施設の現状におけるレイアウト図をお示ししてございますので、合わせてご参照いただければと思います。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〇のだて委員

今回、大崎図書館の移転と分館設置ということで、現在の大崎図書館は区もご存じのとおり地域の名士の方の邸宅跡を図書館にしてほしいという願いが建物計画などを、区の営繕課がやったというお話も聞いております。通常であれば民間でやるところを区がやったというところ、こういった形で区と住民が、一緒につくり上げてきたのがこの大崎図書館だということです。

現在、子どもの読み聞かせなど、地域住民の方もボランティアで行っていらっしゃいます。これだけ地域に愛されている図書館をなぜなくすのか、やはり移転といってもこの地域からこれだけの規模の図書館がなくなるということで、地域の方からは実質廃館だという声が寄せられています。現在、この大崎図書館でいろいろ行っています読み聞かせなどは、いつ頃から行っているのか伺いたいと思います。

〇横山品川図書館長

申しわけございません。読み聞かせの開始の記録については、詳細なものを手元に持っておりませんが、開館当時からおはなしの部屋を用意してございますので、開館のときから行われていたものと思われる。

〇のだて委員

開館のときから行われていたということで、活発に読み聞かせなどを行っていたと思うのです。そういった図書館をなくすということは、やはり子どもたちが日ごろ読書に親しみを持つことを気にかけている区の損失になるのではないかと思うのですけれども、この点いかがでしょうか。

〇横山品川図書館長

大崎図書館の経緯については区としても重く受け止めておりまして、今回移転に際しましても子どもと父母など、皆さんがくつろげる図書館ということを重視して新しい施設についても考慮してきております。一番最初にできます大崎駅西口の取次施設についても、ただの取次施設ではなく、子どもの読み聞かせスペースであるとか、地域の方が交流するような場所を検討するという形で今進めてきているところでありますし、新しい大崎図書館の位置につきましてもおはなしの部屋を設けて、子どもの事業についても力を入れていく予定です。また、最後に立ち上げます芳水小学校の大崎図書館分館につきましても、学校の併設施設であることもありまして、特に子どもと親御さん、おじい様、おばあ様、皆さんがくつろげるような施設ということで特に力を入れて、大崎地区については子どもも大人もみんなで楽しめるような施設というコンセプトで進めてきている次第でございます。

〇のだて委員

いろいろ気にかけてやってらっしゃるということなのですけれども、私が聞いたのは、区にとっても読書に関する被害と言いましょか影響がある、リスクを生み出す理由は何なのかということなのです。やはり、貸出数についても大崎図書館は事業概要を見ますと2016年度、昨年度だと品川図書館に次いで2番目の貸出数になっております。それだけやはり地域の方々に利用されている図書館をなくす理

由は何なのか伺いたいと思います。そして、分館に多目的室があると思うのですけれども、以前お聞きしたときにはそこで読み聞かせなどを行うということでしたが、この多目的室は図書館専用のものになるのか、もしならないとすれば、貸室のような扱いということであれば使用が有料になるのかも伺いたいと思います。

○横山品川図書館長

まず1点目の移転の理由につきましては、これは廃館ということではなくてあくまでも移転でございます。こちらにつきましては従来からご説明させていただきましたように、現大崎図書館については老朽化により施設の存続についてかなり無理が来ている状態であったことと、産業支援交流施設、SHIPが移転したことに伴いまして、ビジネス支援図書館については近くのあることが望ましいということから検討をしていたところ、北品川五丁目に用地の確保の見込みがついたので移転という形をとらせていただいております。その後、地域の皆様からのお声をいただき、請願をいただいているところで芳水小学校跡、また大崎駅西口の取次施設という形で図書環境を整備して、結果として3カ所で大崎図書館の図書環境については向上するような見込みが立っているところでございます。

また、2点目の芳水小学校図書施設の多目的室につきましては、こちらは図書館専用の施設でございます。従来からご案内しておりますように、おはなし会や子どもの行事に加え大人向けの講演会等もできるような予定が立っております。また、空いたスペースについてはどのように地域の方と運営していくかについて、これから検討を進めさせていただこうと思っております。

○のだて委員

大崎駅周辺に3つの施設をつくるということで、図書機能としては向上するとおっしゃっていますけれども、蔵書数を見ると、今回、新・大崎図書館ということで11万1,000点ですけれども、現在の大崎図書館の蔵書数というのは、13万点ぐらいあると思うので、そう考えると本当に図書環境が向上するのかなということが少し疑問も残るところです。

そして、地域の方が求めているのは、現在地に残してほしいということなのですね。老朽化のためだということで、今回大崎図書館を移転するとおっしゃいますけれども、この間ずっと言っておりますが、老朽化であれば現場で改修や補修、あるいは建てかえをしていく、こういったことをすれば大丈夫であるわけです。区の公共施設等管理総合計画でも築30年の場合は改修だと、大崎図書館は32年ぐらいでしたか、そのぐらいなので改修で十分やっていけるかと思うのです。また、以前は品川区も改修で予算組みしていたと思うのですが、移転に変わった理由というのは何なのか伺いたいと思います。

○横山品川図書館長

まず1点目の蔵書数なのですが、こちらにつきましては今回3拠点で図書環境を支えるということで、大崎図書館、新しい図書館のほうを11万点、大崎図書館分館で4万点、大崎駅西口図書取次施設で2,000点ですので、15万点以上の蔵書数という形になりますので、蔵書数については地域全体では充実させていただいている形になります。

また、改修でいいのではないかというご意見につきましては、改修と言ってもほとんど建てかえレベルの改修が必要ですので、その場合、施設を一旦壊してまた立ち上げるのに1年、2年の期間がかかります。その間、また別の施設を用意して戻ってくるというようリスクを考えますと、先ほどご説明しましたように北品川五丁目に新しい用地が取得できる見込みがあって、それと比較考慮しますと移転したほうが皆様のためになるということで合理的な判断をさせていただいたところでございます。合わせまして、繰り返し申し上げますが、大崎駅西口方面に2拠点を設けて3拠点で支えるということでは、

結果的には大崎地区の図書環境については向上するものと思っております。

○のだて委員

蔵書数としては全体では上がるという話ですが、新大崎の閉架書庫が3万点ありますけれども、これも利用者の方が借りられるということなのでしょうかとということと、改修を行った場合は建てかえと同じレベルになってしまい、合理的に考えると移転のほうが良いというお話でしたけれども、やはり現地での存続が住民の方に望まれているというところをしっかりと受け止めて、現場での建てかえということもやはり考えていく必要があると思うのですが、合理的に考えて移転にしたというところをもう少し詳しく教えていただければと思います。

あわせて、分館のところ、今回、現在の大崎図書館の代替施設として芳水小学校のところに分館がつくられるということですが、想定している座席数とそのうち児童用の座席数も教えていただければと思います。そして、この分館というのが、本館、いわゆる普通の図書館とどう違うのか、これは図書館法に基づくものなのかも伺いたいです。

○横山品川図書館長

まず、1点目の閉架書庫につきましては、こちらも全て新・大崎図書館もしくは平塚書庫のほうに移転する予定でございます、今現在もそうですが、利用者の方にご予約いただきますと、書庫からお出ししてお貸し出ししているようなことでございます。

また、改修に関することと現地での建てかえにつきましては、先ほどご説明しましたように、建てかえ、一旦壊してまた立ち上げるというような処理が必要になりまして、その間、今現在ある図書館の蔵書やサービスなど移転しなければならないので、それは一時的な移転では済まないというようなレベルでございます。それを考えますと、北品川に用地が確保できておりますので、そこに仮施設というよりは本体を移転して、そちらでまた図書環境を充実させるということが合理的というふうに判断させていただいているところです。

また、分館につきましては、これは図書館法上では図書の貸し出しをして相互貸借をし、またコピーサービスを行うと図書館という施設という形になるということだけが規定されております。分館というのは、ほかのいろいろな自治体にありますけれども、中央館、分館という形で、地域全体の統括をするような形で本館が機能して、そちらをブランチとして支える分館というような扱いになっております。大崎地区におきましては分館を含め3カ所になりましたので、北品川の施設で統括し、分館を芳水小学校に置くという形で、地域全体で連携をとりながら図書環境を充実させるという意味で、分館という扱いにさせていただきました。

○つる委員長

座席数についてもお願いします。

○横山品川図書館長

座席数につきましては、後ろについておりますレイアウトにもあるのですが、今現在の案でございます、座席数はこれから書架等のレイアウトを配置する中で検討させていただくような予定になっておりますため、今現在は未定でございます。

○のだて委員

まず最初に分館について、図書館法に基づくものなのかということをお聞きしたので、基づくということでもいいのかどうか確認させていただきたいと思います。

それから、座席数のほうですけれども、今、案という段階ということですが、この図面を見て私が数

えたろによると32席あって、そのうち児童用が、児童コーナーにあるのが4席だということで、現在の大崎図書館において78席のうち児童用が20席であることと比べて同等とはやはり言えないと思うのですけれども、現状、求められているのは現地に残してほしいということですので、こういった地域の声をしっかりと受け止めていただきたいと思います。

そしてこの間、区も認めているところではありますけれども、この大崎図書館の移転、実質廃館の背景には、補助29号線道路を進めるために行われているということがありますけれども、改めてそのところを確認させていただきたいと思います。

○横山品川図書館長

まず、分館の扱いですが、図書館法上に文言として「分館、閲覧所、配本所等を設置し」という文言が出てきます。ただ、分館の中身について規定しているものではなく、図書館用語の辞典のほうに、分館についての解釈が出ていることなので、法上では文言として出てくるだけでございます。

それから、子どものコーナーのことなのですが、こちらにつきましては芳水小学校が現在の大崎図書館よりも面積的には少なくなってしまうので、割合から言うと児童用の座席が一見少なくなっているようにも思いますが、こちらは多目的室がほとんど子どもの事業で使うということ、また北品川に予定している大崎図書館にも子どものコーナーをつくる、また大崎駅西口取次施設についても同様に、もっと小さなお子さんからご利用できるような施設ということで、地域全体から考えるとかなりの面積を占めるということをご理解いただければと思います。

3点目の道路の形になりますが、図書館の移転の話が決まった後に、東京都から補助29号線道路代替地について打診があった状況です。区としては基本的には東京都に協力する姿勢ですが、今後の状況を注視していくところと聞いております。

○のだて委員

図書館法で文言として出てくるだけというのは、図書館法には基づかないということなのか、基づくということなのか、分館の施設の安定性というのか、定義づけというのでしょうか、法令上の位置づけがどうなっているのか、今ひとつよくわからないので改めて伺いたいと思います。

そして、座席数などについても、3施設全体で見れば増えているというお話ですけれども、やはり要望としては現在の大崎図書館を守ってほしいという地域の方からの声でして、やはり今回、新・大崎図書館になると、山手線もまたいでしまい、生活圈というか、地域の範囲も違ってくると思うのです。そういった中で、やはり新・大崎図書館が増えることは、その地域の図書環境がよくなるということで、いいと思うのです。ただ、現在の大崎図書館が縮小されてしまうということもあり、住民の方はやはり守ってほしいという思いだと思います。その中で、補助29号線のために大崎図書館が移転されてしまう、実質廃館されてしまうということは、やはり住民の方は納得できないと思います。図書環境を考えたうえで移転するものではないというふうに受け止めてしまいますので、やはり現在の大崎図書館を守っていくということも含めて考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。最後に、現在の大崎図書館の今後のスケジュールがどうなっていくのか。これら3施設が開設されていく中で、それに合わせて廃館になっていくのか、こういったタイミングで何が行われるのか、伺いたいと思います。

○横山品川図書館長

私の言葉足らずで申しわけございません。分館の定義につきましては図書館法に規定されております。ただ、細かな定義まで載っていないので、それは図書館関係の情報学用語辞典に載っているような形で

ございます。

現地での存続につきましては、こちらは先ほどから繰り返し申し上げておりますけれども、老朽化に伴って現地での存続は危険性が出てくるようなレベルでございますので、こちらは改修ではなくて閉館という形にさせていただき、移転という手段をとらせていただいたところでございます。

また、今後のスケジュールにつきましては、来年6月に新しい移転先の大崎図書館が開館する予定でございます。それに合わせて本の移転をしなければならないので、現在の大崎図書館については3月から移転の準備を始めまして、3月末で閉館させていただくことになります。その間、図書の関係がなくなってしまうことを補うために、大崎駅西口の取次施設を2月にオープンさせ、芳水小学校跡の図書施設ができる平成31年1月予定まで、西口の図書環境についてはこちらで支えていくような予定でございます。

○つる委員長

ほかに。

○のだて委員

委員長。

○つる委員長

まとめてください。

○のだて委員

今、現在の大崎図書館について、このままにしておく危険性があるというお話でしたけれども、どういった危険性があるのか具体的に伺えればと思います。今、大崎図書館よりも古いゆたか図書館も改修をするということで、改修をしているところはしているわけです。この大崎図書館では危険性があるということなので、どういったことか具体的に伺いたいと思います。

現在、大崎図書館は平成30年3月末で閉館ということ、今年度で閉館ということですが、利用者の方にはそういったことはもう十分お知らせされているのか伺いたいと思います。

○横山品川図書館長

まず、安全性が損なわれるような危険につきましては、従来から申し上げているとおり地下書庫についてはもう電動の器具や修理の器具もなく、改修が不能な状況になっております。そうした中で、動かないということになりますと、本の貸し出しに支障があるだけではなくて、操作する職員にも危険が及ぶような状況になります。また、トイレにつきましては配管に不備がございますので、取りかえというようなことですが、小手先の修理が効かないような状態で、今現在、悪臭がするというようなお声をいただいているような状況でございます。個々の手配でおさまらないような状況であるという意味で危険でございます。

また、平成30年3月に閉館することについてのお知らせにつきましては、今、館内でお問い合わせにお答えできるように、スタッフにいろいろなお答えをするような文言というか、統一的にお答えできるように準備をさせていただいております。また、今回お諮りしました図書館条例についてご審議いただいて、ご了承いただいた段階で、区としてはパブリックに公表できるということなので、こちらについて周知していきたいと思っております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○南委員

この大崎図書館を廃館にして、老朽化に伴って廃館だというふうに主張されているわけですが、その点についてもう少し聞きたいと思います。

そもそも品川区はさまざまな公共施設を持っていますけれども、その公共施設の改修あるいは廃館ということについて、この間、どのような事例があったのか、その年限が30年ということで、あった事例というのはどの程度あるのか、まずそこについて伺いたいと思います。

○横山品川図書館長

申しわけございません。ただいま、区全体の改修の具体的なスケジュールについては手元にございませんで、具体的にお答えすることはできませんが、区の方針としまして、年限として30年、もしくは60年というような指標が出ておりますけれども、それは個々の状況に応じてということで、その現場現場で状況に応じて判断させていただいているところでございます。

○南委員

そのような甘い考え方ではないと思いますよ。それに、移転や廃館というふうなことを出す品川区として、そういう資料も準備しないで臨むというのは、私はいかがなものかというふうに思います。きちんとした答弁を求めたいと思いますので、資料を用意してください。でない質問ができません。

委員長、取り計らってください。

○つる委員長

公共施設全体のことについては、所管がまた違うと思います。図書館に関してのことであれば、品川図書館長がお答えできると考えております。

○横山品川図書館長

では、図書館のことだけでお答えしますと、図書館につきましては各施設の築年数や老朽化について把握して、年次年次で工事および補修に当たっているところでございます。次の建てかえにつきましては具体的に出ているところではないのですが、老朽化に応じまして、築年数が古いところから検討してまいりような予定でございます。

○南委員

ちょっとその答弁は不十分だと思います。私どもが持っている資料は、建てかえの更新、あるいは改修、そういうものについて社会教育系施設の改修、大規模改修というのは30年、そして建てかえは60年となっています。これに基づいてやっているのではないかと思うのですが、それについてはどうかということを1つ答弁してください。

それと、補修しているというふうにおっしゃいますけれども、補修しているのであれば、なぜ地下の書庫の部品がないような状況まで放置されてきたのか、それについて品川区の図書館として、どういふふうに見てきたのか、もう何年も何十年も前から改修が必要ないというふうにして、ずっと今日まで引っ張ってきていて、ここに来て、部品がないから改修もできない、だから建てかえなのだ、そのようなことを答弁されているのは、区民は納得しないですよ。そのところで、そういう経過を図書館としてはどういふふうに見ていたのですか。

○横山品川図書館長

ご指摘のとおり、30年を超えた施設については改修、60年については建てかえという原則はございますが、図書館につきましては早くから皆さんのお力で図書館を整備させていただいた反面、古い施設が多くございます。そういう意味では、各施設において毎年多くの金額がかかる補修の経費が出てございます。そういう意味では先ほどおっしゃられた地下書庫につきましても何回も予算のほうに要求さ

せていただいていたところではございますけれども、金額が大きい点と優先順位をつけるという区の原則がございますので、その中で時間がたってしまったということ、そして、古くから大切に使ってきた書庫でございますので、結果として、部品等がなく補修がもうかなわないというところまで使っていたというふうにご理解いただければと思います。

○南委員

補修ができないところまで使っていたと、そういうことが答弁で今ありましたけれども、私は大問題だと思います。図書館は区の財産なので、区民の方にしっかり利用していただきたいということで、必要な財政を充ててつくって来ましたし、さきほどのだて委員も指摘をしていたとおり、過去のいろいろな地域の思いが詰まってでき上がった図書館なので、他の図書館も活発に利用されていますけれども、この大崎図書館はとりわけ利用がされていたと。そして、そういうことに対して地域の住民は誇りも持っていたと。自分たちの総意でつくってきたということに対して誇りを持ってきた。そういうところを十分な手当もしないまま、財が必要だとか、そのようなことは区民には関係がないのです。きちんと必要なところは財を使ってもらいたいのです。そういうこともやらないで、サボタージュをして、そして今日に至って、部品がないから、だからここは閉館するしかないのだというのは、冗談ではないと区民が怒るのは当たり前だと思いますけれども、そう思いませんか。

○横山品川図書館長

考え方の違いだとは思いますが、書庫につきましては、大切に使った結果、もう寿命が来てしまった状況で、本当に大規模な書庫でございますので、それを取りかえる場合には、施設の建てかえ規模の改修が必要になります。そして北品川五丁目のお声をいただいておりますので、そういう意味では改修よりも移転のほうが合理的に、結果的に図書環境を損なわないという判断でございます。ご理解いただければと思います。

○南委員

私は、何回聞いても理解できません。やはり品川区の態度が、あまりにも施設を大事に使っていくことの根本的な姿勢に大きな誤りがあるということは指摘をしておきたいと思います。30年間大事に使い続ける、当たり前です。しかも、図書館の機能を、役割を知った図書館の専門の方々が図書事業に対して区民の皆さんの要求に応えられるように精いっぱい努力してきた、当然、書庫の使い方も丁寧にしてきたと思います。そうして30年の間には、ここを改修したほうがいいなどの声が当然出ていたと思います。その時点で改修しなかった区の、そういうことを重要視せず、また、区がしっかり認識していなかったところに、先ほども指摘しましたけれども、今回の大きな誤りがあるというふうに思います。その点について1つ答弁をいただきたいと思います。やはり改修を怠ってきたからこそです。怠ってこなければ、何も建てかえをしなくても十分に60年は使用できます。今、品川区は、そういう指導をほかの公共施設でも全部しているではないですか。では、なぜ図書館だけきちんとやらなかったのですか。その辺がわかりませんから、きちんと答弁を適切な役職の方をお願いしたいと思います。

○横山品川図書館長

施設の改修につきましては、繰り返し申し上げておりますけれども、地下の書庫をはじめ、耐用年数いっぱいまで繰り返し大切に使ってきたところでございます。結果として部品が足りなくて補修ができない状況が生まれておりますけれども、それは皆さんに使っていただきたくて大切にだましまし施設を補修して使ってきたところでございます。そのほかの補修については毎年、大崎図書館についても予算を立てて改修をしてきたところでございます。ただ、施設というのは年数だけで耐用年数が来るもの

ではなくて、使い方や土地の状況等に応じて状況も違ってございます。大崎図書館に関しては、ほかの図書館よりも築年数そのものは浅いかもしれませんが、老朽化についてはかなり進んでいる状況でございましたので、今回、このような判断をさせていただいたところでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○南委員

教育長なり次長のほうから答弁をしてほしかったのです。ないので、引き続き質問させてください。

書架の補修についてですが、やはり私は耐久状況など施設の状況に応じた管理というのが必要だと思いますし、どこの施設もそうしていると思います。大前提ですから。だけれども、今回30年しかたっていないのに書庫がもう全然だめだと。部品がないということは、そういうことに対して、過去の質疑の際に聞いたときには、地下なのでどうしても湿気がたくさんあるなどということと傷みやすいというご答弁も確かあったと思うのです。そういう現状に応じた適切な維持管理、例えば、湿気が多いスペースだとかこちらは乾燥しやすいスペースなどの違いがあるのは当然だと思います。ですからそれに応じた適切な維持管理は必要だし、当然していると思うけれども、そういうことを全てきちんと行った上で、30年しかたっていないのに使えない、こういうことで済ますわけにはいかないではないですか。財政を投入するという点で、もっと合理的に、しかも効率的に使うという区の方針、大前提があるわけですから、そういうことで普段から状況に応じた適切な管理、それを怠っていたのではないかと私は思いますので、そういう点を理由にして移転をする、しかも老朽化だから移転するという、そういうことには全く当たらない、とんでもない理屈だというふうに思います。それは指摘をしておきたいと思います。

それから、移転の説明についてですけれども、どの程度まで、どういう範囲で説明をしてこられたのか。利用者の方々、図書館利用者、あるいは近隣住民、そういう皆さんにどの程度の範囲でどういう説明をしてこられたのか、それについて1つ伺いたいと思います。

○つる委員長

先ほど同様の質疑がございましたが。

○南委員

私は私として聞きたいのでお願いします。

○つる委員長

よろしいですか。同じような内容となりますが。

○南委員

お願いします。

○横山品川図書館長

今現在の周知方法につきましては、カウンター等でのお問い合わせについて、図書館として統一的なお答えができるように申し合わせをさせていただいてお答えさせていただいているところでございます。また今回、図書館条例の改正についてご審議いただき、ご了承いただいた暁には、地域の皆さんにパブリックな情報として広め知っていただき、ご利用いただくようにしていく方針でございます。

○南委員

私が聞いたのは、説明会をしたのかというふうに聞いたのです。説明会はしたのですか。問い合わせに対して答えているというのは説明会にならないのではないのですか。説明会だというふうに認識されて

答弁されたということですか。

○横山品川図書館長

説明会という形で説明したことはございません。ただ、地域の町会長の集まりであるとか、地域を代表する方の場において、今の状況をご説明させていただくことはさせていただいております。

○南委員

町会長に対する説明は、それは否定はしません。したほうがむしろいいと思います。しかし、私が聞いている説明会というのは、先ほども申し上げたように利用者の方々、大崎図書館を利用しておられるの方々、そして近隣の住民の皆さんに説明会をしたのかということ聞いたのです。それはしていないということで先ほど答弁されたというふうに認識していいのですか。

○つる委員長

そのとおりに聞こえますが、確認しますか。

○南委員

はい、確認です。

○横山品川図書館長

ご指摘のとおりでございます。

○南委員

私は、やはり地域の住民が、特にこの地域は、地域の住民がつくってほしいと、しかも土地まで提供してくださっています。そしてそこで何とか思いを受け止めようと品川区が検討委員会を立ち上げてつくったわけですよ。教育委員会にも答申を受けて、いろいろ内部の検討を経て予算をつけて、日本庭園を生かすということでそこも大事にして、あれだけの施設は、他にはない施設をつくられたわけです。だから、さっきも紹介しましたがけれども地域の方はあそこの施設にすごく誇りを持っています。そして、大崎図書館が子どもにおはなし会をするという事業は、今もう全国的に名前がとどろいていると改めて聞いて、すごいなと、品川区の行政のいいところとして全国に名をはせたというのは、その情報を耳にしたとき、私はすごくうれしかったです。やはり図書館で仕事をしておられる職員の皆さんの努力と地域の皆さんのそういう思いが詰まった図書館だというふうに改めて認識して、だからこそ、広がっても現在地から800メートルも先まで行かなければいけないようなところをつくっても、地域の皆さんの思いは潰されたと思われてしまうと、私はそう思うのだけれども、そういうふうには思わないですか。

○横山品川図書館長

委員ご指摘のとおり、大崎の皆さんの熱い思いについては私も何度も足を運んで受け止めているところでございます。それだからこそ、以前にいただいた請願を受けまして、大崎駅西口に図書取次施設、また芳水小学校に分館を設ける形で、今までの思いを受け継いだ、子どもを中心とした事業を発展させて、今度は新たに地域の方のお声もいただいて、より図書館運営にかかわっていただくような形で図書環境を向上させるいい機会になると思っております。

○本城教育次長

私からも若干繰り返しになりますが、先ほど来、図書館長がご説明させていただいておりますように、今回の大崎図書館の移転につきましては、当初から経緯などを何度もご説明しているところではございますけれども、30年経過し老朽化している中、先ほどご説明させていただきました産業支援交流施設、SHIPが整備されました。そういった中で連携などを総合的に考えて移転という選択をしたところでございます。当委員会でもこの案件については何度かご議論いただいて、平成26年の請願を区民の方

からのお声としていただいた際に、移転に関して大崎西口に代替となる施設の設立を切に希望するというので、そのときに趣旨採択された経緯でございます。まさにこういった対応は区民からいただいた趣旨、そしてこの委員会でも趣旨採択した趣旨にかなったような形で、現実としてこのような形で進めていると考えているところでございます。

○南委員

今、いみじくも教育次長が老朽化という表現をお使いになりましたけれども、私が先ほども指摘をしましたけれども、30年で老朽化というのはあり得ないです。そのような扱いを今まで品川区がしてきたわけではないと思いますし、もっと大切に使うことができるだけ長く、長く使うための改修はあるけれども、できるだけ60年間なり施設をきちんと維持しようと、そういうことでやってこられたではないですか。30年で老朽化などというのは方針にも反するし、そして老朽化ということをお口にしないで姑息な表現で住民に正確に判断させない、住民の願いに背く、そういうことになるようなやり方はやめるべきだというふうに思います。したがって老朽化ということは理由にならないと思っています。それが1つです。

それから説明会もしていないという点に戻りますけれども、やはり地域の住民の皆さんの思いによってつくられた施設だけに、これを移転しますよというときにはまず第一に利用者の皆さんや地域の皆さんに説明するのは当たり前ではないですか。そういう認識はないのですか。それについて伺いたいと思いますし、あとSHIPとの連携です。内容が多岐にわたってごめんなさい。SHIPとの連携というお話も教育次長がされたけれども、SHIPとの連携なんて、ビジネス図書なんて全然行ってないではないですか。あそこに行っているのですか。当初はそういう説明だったのです。だからそれもあり得るかなと思ったけれども、SHIPがオープンして私も行きましたけれども、並んでいる本はたった十数冊ですよ。ではどうなってしまったのですかと改めて聞いたら、あそこは会員制の施設なので、会員制のごく一部のしか利用できないような施設に、区民の全ての皆さんが利用できる図書館の本を持っていくというのは、これは正しくないということでやめましたというふうに聞いていますけれども、そのことについて区の認識はどうなのでしょう。

○横山品川図書館長

まず、1点目の説明会につきましては、先ほど来ご説明させていただいておりますように、今回条例を審査させていただいておりますので、区民の代表でいらっしゃる委員の方のご審議を受けて正式に認められた後、公表させていただくようにご用意させていただいているところでございます。

2点目のSHIPの移転につきましては、過去の記録を読ませていただきましたけれども、SHIPの移転によってビジネス支援の本を動かすということをご説明させていただいております。本はあくまでも図書館でご用意させていただくものですので、このまま北品川五丁目の新しい施設に動かしまして、ビジネス支援として今まで大崎図書館でやっておりました講座や相談の機能などが移転したということで、今回相談などのソフトの機能と、本が別のところにわかれますので、そういう意味では近くの場所で連携をとったほうが良いという意味で、北品川五丁目にあるほうがSHIPとの連携、ものづくりに対しての支援という意味でも向上するというような事情がございました。

○南委員

今のSHIPとの関係では、確かに、今までは大崎図書館が一括してビジネス図書とビジネス支援という形で1つの事業としてやってこられたものが分散するわけですね。そういう点についてもやはりいかがなものかと思えます。連携に際して近くであることは間違いないと思えますけれども、今まで1

カ所でできていたものが移転によって機能が分散するということに問題点があると思います。そのように指摘をしておきます。

それと、委員に聞いてから地域の説明会をするということなのですが、議会に諮ることは当然だと思います。抜かしてはいけないことだと思います。しかし同時に大事なのは利用者、区民、その方々のご意見、そしていろいろな考え方を聞いて、それらを合わせて判断をする、これが品川区の基本的なとるべきスタンスではないかと思うのです。決まってから説明したら、こういうふうに決まりましたよ、納得してくださいね、こういう説明会になる、これは説明会ではないと思います。違いますか。その点についてが1つです。

それからもう1つ、経過なのですが、今の大崎図書館が来年3月に移転準備をするという説明でした。それで、3月末には閉館をすると、ですから3月末までは開館しており利用できるのかと思いつながりながら聞いていたのですが、それから大崎駅西口の取次所が来年2月にオープンすると。だけれども芳水小学校の分館がオープンするのが平成31年1月ですよね。そして、新図書館がオープンするのが平成30年6月です。ですから、あの地域に6月までの2、3カ月の間は図書館はないということになるわけです。取次所がオープンしたにしても、そこでの取次所の事業内容は、現在の大崎図書館がやっている事業内容とは差が出てこざるを得ないではないですか。例えば子どものスペース、おはなしスペースは確保するとおっしゃっているけれども、それだけではないわけですよ。だから、わずか2カ月と言ってしまえばそれまでかもしれないけれども、2カ月の間、区民の皆さんは利用できない状況になるわけです。近隣の図書館に行かなければいけない、そういう空白期間があることについてどうなのかということについて伺います。

それから、改修なり建てかえに当たって学校でも保育園でも幼稚園でも、幼稚園の建てかえはあまりなかったかもしれないけれども、いわゆる教育施設の建てかえについて、今までは学校であれば校庭の中に、プレハブをつくってそこに移っていただいて校舎を建てかえとか、そういうやり方をしてきていますよね。保育園もそうです。子どもの保育しながらまず2階のほうだけ、子どもたちを1階に全部集めて何カ月間生活させている間に、2階だけ改修する。2階ができたなら今度は2階に上げて1階を改修する方法だと空白の期間はないわけです。そういうやり方をしてきたわけです。でも図書館は2カ月とはいえ使えない期間が発生してしまう、こういうことになるわけです。こういうことについてどうなのかと思います。それについての考え方、やむを得ないと思っているのか、大変残念、区民の皆さんにご不便をかける、自分たちの要求を押し通すためにそういうふうな無理を強いていただかなくてはならないということなのか、区の認識を伺いたいと思います。

○横山品川図書館長

まず1点目の説明会につきましては、確かに地域の皆さんに対する説明会は今現在させていただいていない状況です。また区の方針につきましては議会の委員の方々のご審議を経て決定するものでございますので、正式にご説明するのはこの議会の後というふうに図書館側は考えているところでございます。

また、地域の皆さんのお声につきましては、先ほどご説明しましたように町会長会議であるとか、あとは請願をいただきましたときに芳水小学校の関係の方にもお声をいただいております、考え方について受け止めているところでございます。もちろん、十分な対応ができないということについては申しわけなく思っておりますが、区としてはできるだけ代替措置をさせていただいているという意味で、今回大崎地区に3カ所の施設をつくることでより充実した図書環境になっているところでございます。

また、2点目の空白の期間についてでございますが、大崎図書館につきましては、先ほど学校等の代

替となる仮の施設というふうにお話をいただいたところなのですが、大崎図書館はご覧のように図書館の施設として代替の仮の施設をつくるようなスペースはございませんし、学校などどちかい図書館は大量の本があります。そういう意味では学校と同じような条件でできないということもありますし、また今回、次のご報告にも入っておりますけれども、ゆたか図書館につきましては1カ月の閉館をしますし、工事において1カ月、2カ月閉館させていただくことは、申しわけないですけれども図書館においてはままたまあることです。例えば、荏原図書館についてはかなりの期間閉館させていただいて、その間周りの図書館を利用していただいて、ご不便はおかけしましたけれどもご協力いただいて、再開館したときにはまたご利用いただけるということで、環境についてできるだけご不便をかけない努力をした上でご協力いただいているというのが現状でございますので、ご理解いただければと思います。

○つる委員長

南委員、質疑で30分ぐらい今やっています。ほかの委員も質疑があらうかと思っておりますので、質問をまとめていただくようお願いいたします。

○南委員

できるだけまとめたいと思います。

説明会についてですけれども、やはり行なわない。後ですとおっしゃるけれども、それは決定した後ですから説明会とは言わないです。報告会です。こういうふうに決定しましたよという報告で、伝達するだけの場です。それを説明会と言いますか。何を説明するのですか。ここから北品川5丁目に移転しますよ、大崎駅西口に取次所ができますよという説明、それは説明とは言わないではないですか。説明会という認識、区民が求める説明会というものと違うと思います。そういう説明会ではなくて、事前にこういうふうを考えているのだけれどもどう思いますか、皆さんの意見を聞かせてください、これが説明会でしょう。私はそう思います。その点について言ってください。

それから、確かに改築工事ですから一定の期間空白になることはあります。そのことは否定いたしません。だけれども荏原図書館は荏原に図書館を残すために、老朽化しているから改修、改築をするわけでしょう。そこに残すのですから、区民の皆さんは納得して待っています。だけれども今回は条件が違うではないですか。先ほども何回も言っているけれども、地域の要望が高まってつくった施設をなくしてしまうわけですから。荏原図書館の改修とこちらの改修は全然違います。その点を指摘をしたいと思います。

それから3点目です。品川区の行政は、やはり道路ありきなのです。先ほどの説明では、道路は図書館を移転しようとした後に都から打診があったという説明ですけれども、しかし、道路が向こうを通って、そこにある施設が少しかかってしまうので、こちらに移転してもらえないかという話を持っていくために、大崎図書館をうまい具合に充てると、こういうふうになっているのではないかと。道路が移転理由ではないということをおっしゃいますか。違うという根拠を示してください。道路とは無関係だということをおっしゃってください。

○横山品川図書館長

説明会についてなのですが、区の方針は議会のご審議を経てご了承をした後、正式に決定するものだと承知しておりますので、そのことについて皆さんにお諮りするはこの議会だと思っております。それが1点目です。

それから2点目につきましては、2カ月の空白につきまして、現地とは違うというお話でしたけれども、今回請願を受けて現地から100メートルほどしか離れていない芳水小学校に建てかえというか分

館を設けさせていただいております。そういう意味では、全く同じものとは言いませんけれども、区としてはできる限りの努力をして代替施設をご用意させていただいておりますのでご理解いただければと思います。

また、道路につきましては、所管部局としましては、あくまでも移転の後に区の方針としてこのような話があるということをお聞きされているところがございます。

○南委員

最後に、1つ目は説明会の問題です。先ほども言ったようにそういうやり方は一般常識や社会常識では説明会とは言いません。品川区の考え方としてはそれで押しをしてきたから、それで当たり前だというふうになるかもしれないけれども、それは説明会とは言いません。そこはこれからの区の行政運営の中で正していかなければいけない部分だというふうに思っています。引き続きいろいろな部分でやっていきたいと思っています。

それから、道路との関係での移転ではないという話ですけれども、その説明の中で芳水小学校のところに分館をつくと話したのだけれども、当初そのような予定はなく、請願が出されたから、そういう方向も考えようというふうになったわけです。最初のところからやはり移転ありき、そのところが大问题、大間違いだと、ボタンを1つ、区民との関係ではかけ違えた、そこはやはり認めていくべきだと思います。そういうふうに指摘をしておきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございませんか。

○このんの委員

今までの質疑で、この施設が移転をする理由、また地元の方の思いもありますので、そうした思いも含んで区がされているということは理解をいたしました。その上で確認なのですけれども、ここの施設に限らず、区全体の図書館のあり方ということも少し確認というかお聞きしたいところなのです。要は図書館で借りたいけれども、読みたいけれども、本を手にしたけれどもできないという環境の方というのはいらっしゃると思います。例えば障害の方であったり、高齢者の方であったり、妊婦さんであったりという方々に対して、より本に親しむ環境を、区として図書館としてどのような提供を今されているのか、まず確認が1点と、その上で、この地域は、私も坂の多い地域だなど、地形的に坂が多い地域だという印象なのですけれども、そうすると新しい分館施設はできますが、先ほど区として図書に親しむ環境をより区民の方に、多くの方に親しんでいただくという対策を含めると、こうした坂がたくさんある地域というのはより一層親しんでいただくための努力が必要だと思います。この分館は前の図書館の100メートルほどの距離ということですが、より一層の、より親しんでいただく努力ということが私は必要かと思うのです。そこでその対策としてどのようなことをお考えなのかというのが2点目です。それから、分館ですから本館との間をオンラインで、いわゆるどういう図書があるのかというのがきちんとつながって、分館で見られるようになっているのかということの3点をお聞きします。

○横山品川図書館長

3点ご質問いただきました。

1点目の図書館に来ることが難しい方についてのサービスは、今、障害者サービスという分野がございまして、こちらは目の見えない方に対して点字の図書であるとか、あとは録音図書について配送させていただいていることがございます。こちらにつきましては、マルチメディアDAISY図書と言いまして、目が見えない方だけではなくて、識字能力が不足して、例えば目の障害で字がゆがんで見えるで

あるとか、そういう方のためのサービスも同時に行っているところがございます。また、目の見えない方だけではなく、来ることが困難な方につきましては、お申し出をいただいて本をお届けするようなサービスもさせていただいております。こちらにつきましては大崎図書館に限らず全図書館で実施させていただいております。

また、2点目の坂が多くて来るのが難しいのでより親しんでいただく環境ということにつきましては、芳水小学校の分館の多目的室を活用いたしましておはなし会だけではなくて、講演会であるとかちよつとした手遊びや工作教室など、大人の方も子どもの方も図書に親しむためのきっかけというような行事もいろいろできるような可能性が広がりましたので、そちらを活用させていただく形になっております。

また、本館と分館につきましては、今、そこに限らず全地区館と本館につきましてオンラインで結ばれておりますので、図書の蔵書については一目瞭然でわかるようになってございます。ですのでご不便はおかけしないのですが、特に大崎の本館・分館についてはレクリエーションの事業であるとか一体での蔵書管理であるとか、そういう意味での連携をほかの地区館以上に、一体で運営させていただく予定になっております。具体的に申しますと、本館については館長がおりますが、分館には副館長に当たる者が施設長として赴く予定で、より連絡も強化して一体で運営する形を進めさせていただいております。また、大崎駅西口の取次施設については、特に委員ご指摘の図書に親しむ、図書に手軽に触れる環境ということで、そこで取り寄せた本を駅の近くで受け取れるであるとか、あとはただの取次ではなくておはなし会等行事をしたり、あとは地域の方がコミュニケーションをとるようなスペースも考えて、地域の方と一緒にまちづくりのことを考えるようなこともこれから工夫させていただきたいと思っておりますので、新しい試みをいろいろできるような施設になると思っております。よろしく願いいたします。

○こんの委員

ご説明ありがとうございました。よくわかりました。

より親しんでいただく方策として今されていることで、一番気になるのが、やはり借りて帰るときです。ある一定の冊数を借りて帰られる。それが結局、高齢者あるいは身体的な障害をお持ちの方、それから妊婦さんなど、坂の多いこの地形に住む方々だけではなく、違う地域からも来るかもしれません。そうした方が借りやすい環境で持ち帰りやすい、返しやすい、そうした対策をお願いしたいという思いがあります。その点はいかがでしょう。

○横山品川図書館長

今、大崎駅西口で予定しております取次につきましては、既に大井町駅前と武蔵小山駅前で取次所を設けて、オンラインで予約していただいた本についてはそこで受け取ることができるようになっておりますので、そういう意味では駅をおりてすぐ本を手にするという環境は整っている状況でございます。

もう1つ、受け取りに来て重い本を持って帰るのが大変ということにつきましては、先ほどご連絡しました障害者サービスの分野になりますけれども、来館が困難と認められる場合にはご連絡をいただいて本をお届けするというサービスをしておりますので、これからそういう意味でよりサービスを充実させて、本に親しむためにご負担がないような形をこれからも考えていきたいと思っております。

○こんの委員

ぜひお願いしたいと思います。施設のあり方についていろいろな予算的なもの、それから、どこに施設を置いたらいいのか、それは施設新しく来ればその場所の方たちはとてもよかったねとなりますが、一方で、なくなった方たちは残念だねと、どこの地域でもそれは同じであると思っております。時代の流れや

老朽化、いろいろと総合的に考えれば、こういう時に当たってしまい残念な部分もあるかもしれないですけれども、これはどの施設でも言えることだと思うので、これは理解していかなければいけないだろうというふうに思っております。

その上で今、館長がおっしゃってくださったように、借りる方がより借りやすい環境ということが大事だと思いますので、お届けをするというサービスは非常に大事で、ご自宅にお届けする、あるいは返すのもやっていただけるとなると、非常に借りやすい環境がもっと生まれるのではないかと思いますので、この辺のところをより工夫をしていただきたいことを要望して終わります。

○つる委員長

ほかにございますか。

○南委員

委員長、ほかになければ質問したいのですけれども。

○つる委員長

まとめてお願いします。

○南委員

品川区が昭和58年に大崎図書館が建設されたときに出された区の広報には、先ほども一部紹介しましたが、図書館がオープンしますと、この図書館がこういう経過があつてつくられましたということが紹介されているのです。区が書いている広報の中に、この地域は住民の要望がたくさんあったと、図書館がない地域だったので図書館をつくりましたと、そういう紹介もあるのです。分館や取次所をつくるようですけれども、しかし今大崎図書館が果たしているさまざまな事業を分館や取次所で本当にイコールになるのかどうかということはどういうふうに考えているか伺いたいと思うのです。今、大崎図書館がやっている事業はいろいろあります。先ほども紹介したおはなし会、これはもう本当に全国に有名になっておりますし、スペースもきちんとある。そういうことでどのような事業を今やっていて、そして分館と取次所でその事業が全てうまく配置されて、全く同じ機能、同等の機能とおっしゃっているので、同等の機能なのですよというところを説明していただきたいと思います。

○横山品川図書館長

今、大崎図書館では2階にビジネス支援の機能を持っておりまして、1階につきましては一般図書と、あとは委員もご指摘になりました全国的にも進んでいる児童のサービスを行っております。こちらにつきましては、ビジネス支援書架については全て北品川五丁目に動かしますので、ビジネス支援の本の多くはそちらに行きますため、芳水小学校の分館および西口図書取次施設では代替をしません。また、子ども向けの事業につきましては、先ほどご案内しましたが、芳水小学校の分館でも西口図書取次施設でも、新・大崎図書館でも行いますので、こちらについては同等以上、より充実した形で子ども向けの事業を実施させていただきます。また、一般の図書環境につきましては、分館として図書館法上の図書館ですので、そういう意味では全く同等の機能を果たす形で予定してございます。

○南委員

だからビジネス支援の図書はなくなりますよね。新・大崎図書館ではやるけれども、取次所と分館の範囲ではなくなるので、その事業はやらない。それから、おはなしスペースについて、新・大崎図書館はいいのです。そこはもうきちんとした図書館ですから、しっかりやっていただきたいと思います。なので、なくなった地域のことを中心に考えていく必要があると思うのです。説明では同等の機能をやるのだとおっしゃっているわけですから。先ほども、のたて委員が質問されたけれども、子どものスペー

スは芳水小学校の分館と取次施設で同等の機能が保たれるのですか。そこを確認したいし、あとは大崎図書館に集会室もありますよね。あとは児童室というのもあるので、おはなしの部屋と児童室がどう違うのかよくわからないのですけれども、そこについてはどういうふうに維持されるのか、同等の機能が保たれるのか、そこを伺いたいです。

あとは閲覧用のパソコンが5台あるし、無線LANもつきますよね。それはついていたのだけれども、今度2つに分かれたところでのどのくらい確保されるのか、同等なのか、それを伺います。

○つる委員長

南委員、まとめでの質問ですので、以上でよろしいですね。

○南委員

はい。

○横山品川図書館長

新しい大崎図書館および芳水小学校の施設については、後ろにレイアウト図をつけてありますけれども、今現在の案でございます。今回、書架について議案を出させていただいておりますけれども、こちらが決まりまして大きなものがついてから、その後の付帯設備についてはスペース等を考慮し、また利用の仕方を考慮しながらつくっていくところですので、今、何台というご案内が実はできない状況でありますけれども、できるだけ今現在の機能を損なわないような形で動かしていきたいと思っております。

○南委員

委員長、最後に1つ。

○つる委員長

どうぞ。

○南委員

それだったら同等の機能なんて言えないではないですか。これからできてから検討するというのであれば、同等の機能なんて言ってごまかさないほうがいいと思います。区民の皆さんはやはり本当に区が同等の機能を考えてくれるのか、だったら賛成するしかないかな、了解するしかないかなと思う部分も当然いらっしゃるし、だけど実際みたら何だ、話が違うじゃないか、あっちこっち分散してしまって、私たちどっちに行けばいいの、というようなことだって起こり得ますから、同等の機能なんていうことは、今のところ考えてはいるけれどもそれを確保するように努力をするぐらいのことは言っても、同等の機能を有しますから大丈夫ですという言い方はやはり正確ではないと思うし、区民に対してこれはあまりよくないというふうに思います。その辺を指摘をしておきたいと思います。

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

特に質問などをしなかったのは、先ほどもありましたように平成26年の請願の段階で移転させるということに地域の方々からかなりいろいろな声が上がって、そこでちょうど建築、改築予定の芳水小学校のほうで何とかできないかということで、相当地域の方からも要望がありましたし、私どもも近い議員にしても、区長にしても相当な英断・決断があつてやっと今日議案が出てきたのだと思います。長年にわたりましてこの件について議論をしてきて、議論し尽くされて、今日また質疑を聞いていましたけ

れども、もう本当に議論し尽くされて、地元の方もそういう願いの中で、当然30年前にできた経緯もあって、それもわかった上にこの芳水小学校に分館を設置し、大崎駅西口に取次所を設置するというのもひっくるめて形になってきていますので、これはもう自民党・子ども未来としては当然賛成で、別の議論になりますけれども、その後出てきています請願に関しましても、今すでに議論した内容について出てきていますので、それも委員会運営上考えて運営していきましょう。

○つる委員長

公明党。

○こんの委員

賛成です。

○つる委員長

共産党。

○南委員

今、質疑した中身が反対の理由なのですけれども、改めて簡潔に言うと、移転というふうに言っているけれども、実質大崎の地域は廃館にする、図書館がなくなる、代替施設はあるにしても、それは同等の機能ということはいまだにはっきりできないという状況ですし、しかも説明会もしていないという点、やはり賛成はできません。反対です。

○つる委員長

民進・無所属

○松永委員

賛成です。

○つる委員長

高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより、第63号議案 品川区立図書館条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○つる委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

(3) 第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）

○つる委員長

次に、(3)第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○高山子ども育成課長

それでは、第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）についてご説明申し上げます。補正予算書の14ページ目をごらんください。

3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費につきましては、1,750万円を追加し、175億8,149万7,000円としてございます。

右側15ページ目の目名欄をご覧ください。児童保育委託追加分といたしまして、各種児童保育委託のうち、病児保育施設開設経費助成といたしまして1,750万円を増額するものでございます。

引き続きまして、詳細につきましては保育課長よりご説明申し上げます。

○佐藤保育課長

それでは、私から引き続き病児保育実施医療機関に対する開設補助についてご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。平成30年4月に病児保育室の開設を予定している医療機関に対しまして、国や都の補助金を活用して施設の整備費等を補助するものです。2番の補助対象をご覧ください。補助対象は医療法人社団こどもハートです。次に3の事業内容をご覧ください。医療機関の場所は品川区大井二丁目1番地内です。地図がなくて申しわけありませんが、本庁舎を出て左にすぐ曲がりまして、大井町線のガードをくぐっていただいて一本橋通りに向かって100メートルぐらい歩いたところで立会道路にぶつかりますが、そのちょうど角になります。今までは民間事業者の駐車場でした。現在工事中です。建物ですが地上3階建てで病児保育室は1階の一部を利用し、定員は6名を予定しております。事業予算の予定額は1,750万円です。財源の内訳は国と都が同額でそれぞれ583万円です。区は584万円です。今後のスケジュールですが、既に工事に着手しておりまして、年明けの2月から3月ぐらいに内装工事を行いまして、平成30年4月に開設する予定です。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

近くにできるというところで、しかも今までの病児保育は2カ所でそれぞれ2人ぐらいの定員になるのでしょうか。ごめんなさい。その辺の今までの定員数を教えていただきたいのと、今度は6人ということなのですが、保育士あるいは必要な看護師も含めて職員の配置というのはどういうふうになっているのか、その辺が2つ目です。

この病児保育の場合は、1人当たりの保育室の面積の基準はどうなっているのか、改めて教えてください。

○佐藤保育課長

病児保育に関することで3点ご質問いただきました。

1点目ですが、現在の実施医療機関の状況ですけれども、東大井に1施設、こちらは定員が4名です。武蔵小山の駅前に定員が、今年度4名から8名に定員を増やした医療機関がございまして、全部で今2つの医療機関で実施をしております。

保育の職員体制ですが、利用児童おおむね10名に1名以上の看護師、ですので必然的に看護師は1名を配置です。また、利用児童の3名に1名以上の保育士を配置いたしますので、大体2名から3名の保育士が必要になります。

実施スペースですが、こちらに関しましては都の要綱等で児童1人当たり1.98平方メートル以上、

観察室として大体3.3平方メートル以上の施設が必要ということになっております。

○南委員

平米数ですけれども、そうなるとう当然この施設は60平方メートルなので満たしているという認識でいいのか、そして病児保育ですから必ずしも同じ年齢とか乳児に限らないと思うのですが、0歳から5歳までいろいろな子どもが親御さんの就労状況等によって違ってくると思うのですけれども、そういういろいろな異年齢のある中で保育士が3人に1人という考え方で配置をするということでもいいのですか。

○佐藤保育課長

2点ほどご質問いただきました。1点目の新施設の保育室の関係でございますが、60平方メートルを予定しておりますので、6人定員ですので大体12平方メートルぐらいあるという形で施設としては十分要件を満たしております。

2点目でございますが、一般的な保育園と違いまして病児ですので、基本的に寝ていることが多く、一般的な保育所、保育指針に基づいた保育・教育を行うというよりは、どちらかと言うと看護に近い面がありますので、児童おおむね3名に1名以上の保育士を配置しております。

○つる委員長

よろしいですか。

○南委員

ありがとうございました。

○つる委員長

ほかにごありますか。

○鈴木（博）副委員長

かねてから要望していた病児保育の新しい施設がめでたく1つ誘致に成功して開設されるということは、課長・部長をはじめ関係者のご努力のたまものだと思って、非常に高く評価するとともに、敬意を表したいと思うのですけれども、とにかく幾つか問題がありまして、まず1つは病児保育というのは従来から都のほうで解決をいろいろ働きかけてきたにもかかわらず、全く医療機関から手が挙がらなかったということは、いろいろな課題があったと思うのですが、今回新しく新宿から移ってきたところで手が挙がったのでめでたくこれで区内に新しく1つできることになったのですが、最初に要望というか質問をしたいのは、今後病児保育事業が順調に進むためには、キャンセルの扱いだと思うのです。結局、利用実績においてでキャンセルが利用者としてカウントされないと、非常に利用効率が悪いとか、利用率が悪いとか、また同じことの蒸し返しになってしまうので、一応キャンセルというのは、病児保育を予約することによって明日の仕事は大丈夫だと安心を得る中で、子どもの状態を看護したら、明日になると熱が下がり、これは熱が下がったので普通の保育に行けるから、自分の仕事に行けるのだと親が思うということは、これは十分に安心に寄与するものだし、利用したという、利用者としてカウントしても十分だと思います。それはもう今までの委員会でも本会議でも何回も言ったのですけれども、ですからぜひ、新しい病児保育が今度開設するにしたがって、病児保育の利用者の中にキャンセルも利用者としてカウントできるようにしてほしい。そうすれば利用者の利用率が上がるのです。病児保育は立派に品川区の区民の就労と子育て支援に役立っているのだということが十分評価できる対象になると思うので、これは立派なデータとして出せると思います。

あと、それに関連してなのですが、とりあえず次年度から、これは一応4月開設予定なので始まりませけれども、当初見込みとして例えば利用人数の目標など、どのぐらい利用してほしいという利用者数

の設定というのはされるのでしょうか。これをされてしまうと、病児保育としては非常に最初から厳しいので、その辺の扱いがどうなるかということも聞いておきたいのです。

それと、病児保育が軌道に乗るには、特に保護者、いわゆる利用者の態度と、医療機関のサポートが大事だと思うのです。医療機関が病児保育に順調にできる、要するに保護者と利用機関だけではなくて、病児保育の場合に一番大切なのは、病気の子どもが安静に休めてしっかりと休息をとって治すということだと思うのです。ですから一番大事なのは病気の子どもの視点なのです。それを踏まえた上で、医療機関と保護者に対して、区からも助言なりサポートなり、場合によっては指導なりして、病気の子どもが幸せにその間休んで病気が治せるような、あるときは指導するし、あるときはサポートするような、結構病児保育はトラブルが多いですから、その辺の対応というのはどういうふうにお考えなのか。病児保育施設が開設したことは、非常にいいことだと思って高く評価するのですがけれども、その3点についてお伺いしたいのですけれども。

○佐藤保育課長

3点ご質問いただきました。1点目のキャンセルの関係なのですが、この件に関しましては以前も、ご質問いただいているところなのですが、私どもとしてはキャンセルの扱いというのを明確にして、どういったことができるかということを検討したいと考えているのですが、今やられている医療機関様のほうから、キャンセルの件数というのをデータとしてお持ちではないということで、検討する素材がありません。ただ、国の調査によると大体25%ぐらいがキャンセルだというのがわかっているので、来年度、複数の医療機関のキャンセルの件数を見て、私的契約児の対応も含めて、さまざま考えていきたいと思っております。

2番目が病児保育の利用の目標値の設定は特には設けません、委託料としましては配置する看護師と保育士の分の委託料をベースで委託料として支払いまして、保育医療機関に負担のかからないような形で、あとは病児の利用者数などというところは見定めていきたいと思っております。

3点目の区のサポートなのですが、病児保育を始めて10年ぐらいたつのですけれども、一応区としては医療機関様とお話をする機会というのが今まであまり持っていなかったという印象がありまして、私も保育課長になって数回それぞれ医療機関に行ってお話をしていますと、いろいろ疑問であったり改善策というご提案もいただきますので、今後も定期的に話し合いを重ねてよりよい方向に持っていきたいと思っております。

○鈴木（博）副委員長

いろいろご努力ありがとうございます。今後ともよろしく申し上げます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

済みません。私はわからないのでお尋ねしたいのですけれども、これはこれまでも随分お話があったように、大変すばらしいことであって、よかったという前提で、これを契約するときにこれだけ助成をするわけなのですが、何年間の開設するとか、そういった約束、そういう契約上の、できればずっとやっていただきたいのが一番いいので、そういったところの契約というのが私はわからないのでお願いします。

それから、開設後の補助については今お話があったように看護師と保育士の経費というか、それは委託料で持つというイメージでよろしいでしょうか。

○佐藤保育課長

2点ご質問いただきました。1点目の開設年数ですが、これから医療機関と覚書等を結ぼうとは思っているのですけれども、大体10年、医療機関からも10年以上、20年近くやりたいというお話がありましたので、適切な年数を設定して長期的にやっていただくように求めてまいります。

2点目の委託料に関しましては委員ご指摘のとおりです。来年4月以降、採用されている保育士の分と看護師の分に関して基本的に委託料をお支払いして、それから新しい予算の中で考えますが、お預かりした子どもの数に応じてインセンティブのような形で出せればということを検討しております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○のだて委員

今回、本会議でも答弁があったと思うのですが、今後も増やしていきたいということですが、具体的な方針として今の段階で言えることがあれば伺いたいと思います。また、現在の利用状況を教えていただければと思います。

○佐藤保育課長

1点目のご質問は今後の事業展開でございますが、品川区子ども・子育て計画では現在年間約2,500人程度のほかさらに需要が見込めるということになっていきますので、大体年間800人ぐらいお預かりする施設が開設できれば、あと3施設ぐらいは必要な状況だと認識しておりますので、今後できるだけ早い時期に医師会等と連携して、病児保育を進めていこうと考えております。

2点目の実績ですが、平成28年度ベースですと2施設で大体800人ぐらいのご利用がございます。

○つる委員長

ほかの委員、ございますか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成します。

○つる委員長

公明党。

○こんの委員

賛成です。

○つる委員長

共産党。

○南委員

賛成します。

○つる委員長

民進党・無所属。

○松永委員

賛成です。

○つる委員長

高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより、第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 平成29年請願第10号 大崎図書館を29号線道路のためになくさないよう求める請願

○つる委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)平成29年請願第10号 大崎図書館を29号線道路のためになくさないよう求める請願を議題に供します。

本件は、初めて取り上げますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者の説明を求めます。

○横山品川図書館長

大崎図書館移転事業につきましては、大崎図書館につきましてかねてより老朽化により個別の補修、改修が追いつかず、対応を迫られておりましたところでございます。また、そのころ産業支援交流施設SHIP開設の話がありました。大崎図書館は「まちづくりのまち大崎」においてビジネス支援図書館としての機能も担っていたことから、連携しやすい近接での立地が望ましいところございました。さらにSHIP近接の御殿山小学校建設地内に一定の用地が確保できる見込みが付き、当該再開発地域内での土地利用は文教施設であることが望まれてもいたため、老健施設との複合施設として図書館の移転を決定したところでございます。

その後には東京都から補助29号線道路代替地について打診がありました。区としては基本的には東京都に協力する姿勢ですが、今後の状況を注視していくところと聞いてございます。現大崎図書館につきましては、平成30年3月末に閉館する予定です。これは新所在地で平成30年6月開館予定の図書館へ資料へ移転させる等の準備に入るためでございます。移転後の建物につきましては、時期は未定です

が安全面から解体の予定でございます。また、芳水小学校敷地の分館会館は平成31年1月以降を予定しており、それまでの間、現大崎図書館閉館後の図書館業を平成30年2月開設の大崎駅西口取次施設でカバーしていく予定です。

区としましては、従来からご説明しておりますとおり、大崎図書館を移転する計画に変更はなく、現地で存続する考えはございません。今後、新しい図書館環境の中では地域の特色を持った図書館として新・大崎図書館において従来のビジネス支援とともに、小学校近接施設として子育て世代にご利用しやすく、また医療・介護施設合築ということから、健康医療について情報の充実に加え、近々に開催となるオリンピック・パラリンピック情報の提供を行ってまいります。

大崎図書館分館として立ち上がる芳水小学校図書施設では、地域の皆さんがつくった大崎図書館の成り立ちを大切に、大崎地域の地図情報や歴史資料の充実等に注力して、資料収集、展示、事業実施を進めてまいりの方針でございます。また、学校敷地内図書施設である強みを生かして小学校との強い連携を図りつつ、親子で図書に親しみ、地域に愛される憩いの場所にしていきたいと考えております。さらに大崎図書館分館が機能するまでの間、西口の図書機能を補う取次施設につきましては、従来の取次サービス機能だけではなく、児童向けの図書の所蔵を図り、子ども、お孫さんとともに多くの方が一息つける場にもしていく予定です。

蔵書につきましても大崎地点3拠点で15万点余りと、移転前の13万点から増やすことができる見込みでございます。今後は大崎地区全体で3つの図書拠点を活用し、住まわれている方、働いておられる方、学ばれている方、また乳幼児から高齢の方まで幅広い立場・年代の方がご自分に合った図書館利用を選んで図書に親しむ、区内でも先進の地区となっていく見込みでございます。図書館運営にご協力いただきよりよい図書環境を区民の皆様に提供できるよう、よろしくお願いいたします。

○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。先ほど条例議案の審査でも質疑がありました。そうしたことも踏まえつつ、また委員会運営の配慮をいただきながら質疑をお願いをしたいと思います。それでは、ご発言願います。

○のだて委員

先ほど条例の審査をしましたけれども、今回、請願項目としては大崎図書館を現地で存続してほしいということ、2階のスペースも積極的に活用してさらに大崎図書館を活発にしていっていただきたいということですが、それに合わせてこの請願をいただきました方から手紙も各会派の恐らく幹事長宛てに届いていると思うのですが、それを見せさせていただきまして、その中には、大崎図書館ができた当時、私たち住民はどんなにうれしく誇らしく思ったかはわかり知れませんが、一度壊したら二度とあの環境は生まれません。利用者・住民の声も聞かずにいつの間になくなるということには納得ができませんと書かれております。この間、先ほどの議論の中でも説明会をしていないという話もありました。やはりこういった地域の方に望まれてできた図書館ですし、またできる前には地域文庫などもやりながらこの図書館ができたということで、やはり大崎図書館が地域に親しまれているところでこれまで利用者の方に説明会がなかったということはよくなかったのではないかと思います。やはりこういった親しまれていた施設であれば、利用者の方の意見も聞きながらどうしていくべきかということをしつかりと考えていくべきだったと思いますけれども、いかがでしょうかと思います。

それと合わせて、今回の請願には補助29号線道路計画のことも書かれておりますが、先ほどのご説

明だと移転が決まった後、都から打診があったという説明ですけれども、この間のお話ですとその前後関係、打診があって移転を決めたというような感じに受け取っていたのですけれども、これは違うということなのではないでしょうか。先に図書館が決まって、移転の方針を決めて補助29号線道路の打診があったということなのか、これは過去の答弁と違っているという印象を受けるのですが、その点についても伺いたいと思います。

○横山品川図書館長

説明会につきましては先ほど来ご説明させていただきましたように、今回の条例審議で区の方針がご了承いただいた後に地域に対して正式にご説明させていただくような運びになってございます。この間、請願等がございまして地域の方もかなりご存じでいらっしゃるという事実もございまして。またカウンター等についてお問い合わせいただいた際には、先ほどご説明させていただきましたように区で統一したご説明ができるようにマニュアルを用意してご説明させていただいているところでもございます。

また2点目の、移転の補助29号線の前後につきましては、図書館部局としましては移転を決定した後に行財政改革特別委員会等で検討しております話について伺ったところでございます。

○のだて委員

この議会が終わった後ということですが、やはり地域に親しまれた施設ですから、計画段階から住民の方からお話を聞いて計画をつくっていくべきだったと思います。今も思っております。今のお話ですとカウンターに聞きに来た人にはお話をしているということですが、やはりそうではなくて利用者の方々はこの場所に残してほしいということですから、そこをしっかりと受け止めていく、意見を聞いていく、そもそも請願審議をしているというのも、これは区の姿勢としてどうなのかと思います。やはり区自ら広く住民の方に知らせていくというのが普通だと思いますし、利用者の意見を計画段階から聞いていくといったことが必要だと思いますけれども、このお考えを改めて伺いたいと思います。

○つる委員長

のだて委員に申し上げます。先ほどの条例議案の質疑と同様の質問になろうかと思います。そうしたことを、先ほど冒頭申し上げましたが踏まえて、先ほどのご自身で質問されたことをきちんと反すうされながら質問をしていただきたいと思います。

○横山品川図書館長

図書館部局としましては、やはり区の方針の決定は区民の代表でいらっしゃる議員の方のご了承を得た後、地域に向けて公表していくべきものと捉えてございますので、説明につきましてはこの第3回定例会の終了後、地域に向けて町会長・自治会長を中心に説明させていただきたいところでございます。また、地域の声について把握しているかどうかにつきましては、以前の平成26年の請願をいただきましたように、地域の方のお声をいただいて、区としては最大限の努力を図って3拠点について整備していくところでもございますので、その点もご了承いただきたく、よろしく願いいたします。

○のだて委員

同じ答弁なのですが、私が聞いたのは、計画段階から住民の方に、利用者の方に意見を聞いてほしいということとして、そうしなかったために今こういった反対運動、廃止しないでくれということも起きています。そういった計画段階からしっかりと住民の意見を聞くという姿勢が必要だと思います。

また、この後説明するというお話ですが、今のお話だと町会長と自治会長を中心というお話だったと思うのですが、そうすると利用者の方にどれだけお知らせするのかという気がしますの

で、しっかりと利用者の方に広くお知らせできる方法で、ほかの方法も考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○横山品川図書館長

この後、地元の代表でいらっしゃる町会長・自治会長にご説明させていただくとともに、従来行っていますカウンターでのご説明、また館内の掲示、また広報しながわ等でのPRであるほか、地元での掲示等でもこれから周知を図っていくつもりでございます。よろしく申し上げます。

○のだて委員

これまで条例審査と合わせて審議してまいりました。やはり現地での整備を求めているということ、建てかえればできると思いますので、現地での存続、住民の声を押さえていきたいと思います。

また、補助29号線道路の関係でも、やはり道路によって大崎図書館が移転、実質廃館ということになっていく点でもどうなのかと、おかしいと思っておりますので、ぜひそういったところを考えていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○南委員

請願の後半部分に、区は議会で都のほうから補助29号線道路の関係の話があつて、そうした代替できるところはないかという打診があつた、そういうところに協力していくという形をとりたいということで、これはまさに補助29号線道路ができるために大崎図書館を移転させていくのだということ、協力していく形をとりたいというのはそういうことを示しているのかと私は理解したのですけれども、ここの表現のところをどういうふうに理解しているのでしょうかというのが1つです。

そして今、道路については多くの関係住民の方が家を立ち退かなければいけない状況になっており、とても困る。当然だと思います。それはもう何年も続いた運動です。当初のとき、皆さんが意見書をお出しになったときに、その一部を私も読ませていただいたことがあつたのですけれども、80歳を超えずずっと大崎に、嫁に来てからずっと何十年間住んでいて、お隣、ご近所とも大変親しくなつて、そういうお年になってこの家を道路ができるために立ち退かされるなんてとんでもないと、そういうご意見などが出ている。自分は新しい住まいを探しているけれども、年をとって探すことも困難だし、だけど不安だから探さざるを得ない、年をとったこの年で新しい住まいなんかなかなか見つからないと、そういう思いにさせているのです。道路計画に協力していくという形をとりたいと区が言ったために。こういうことについてはどう思いますか。

それで、影響は区民の方の本当に厳しい状況に追い込まれていることだけではなくて、商店街が半分なくなってしまうということもありますよね。あとは公共施設がなくなる。それから公園がなくなる。そういう状況が、道路だからやめてほしいというふうにみんなは運動している、その道路についてもみんなが反対している、それについて品川区として検討は、そういう思いは持っているけれども今検討はしているのだよというふうに言っているけれども、結果的にそういう状況をつくろうとしているわけです。その1つが大崎図書館を移転させるということです。なくしていくということです。あそこを廃館させていくということです。だから、かわりない問題ではないのです。そういう区民を立ち退かせ、町をぶち壊し、そういう道路計画と大きな関係のあるこの大崎の図書館の移転ですから、それについてどういうふうに思いますか。私は道路計画を推し進めていくために、住民の側から言うと、図書館を立ち退かせて、そこに道路を敷くんだというそういうことになっていくわけですが、図書館行政を

責任者の立場で、図書館長はこういう思いをどういうふうを受け止めておられますかということ。協力していくという形をとりたいということはどういうことを意味しているのかということを知りたいと思います。

○つる委員長

ご答弁の前に。最初、この請願趣旨の中にある答弁のことについてのご質問についてはご答弁いただいて、道路そのものについての質問については所管、または請願の内容にも当然ございませんので、そこは除外をしていただきます。また、ただそれに関連しての考え方ということが最後にございました。そこについてはご答弁をいただければと思います。

○本城教育次長

今、補助29号線道路の関係ということでございましたが、これについては先ほど図書館長からもご答弁申し上げましたとおり、教育部局としては移転の後の形で情報提供をもらっているもので、今、委員からご指摘のあった部分についても教育部局として先にお答えした部分ではございませんので、私どもからのご答弁は差し控えさせていただきます。

○南委員

私が質問したのは区が答弁しているということについて聞いているのですよ。区が議会で、都のほうから補助29号線道路の関係の話があって、そういった代替できるところはないかという打診があった、そういったところに協力していくという形をとりたいというふうにおっしゃったここは、補助29号線道路の計画を進めるために協力をしていくという形をとりたいというふうには私に読んだのですけれども、そうではないのですかと聞いているのです。

○本城教育次長

今ご指摘があった部分についてが教育部局の責任でお答えしたことはありませんので、繰り返しになりますが、私どもからの答弁は差し控えさせていただきます。

○南委員

そうしますとこの請願審査、私は審査できません。保留しなくちゃいけない。関係の部局の担当者をぜひ招いて、午後から調整していただいたらやっていただきたいと思います。

○つる委員長

ご静粛をお願いします。

南委員に申し上げます。当請願は請願の題名にもあるとおり、大崎図書館に関する請願でございます。また、請願項目を確認させていただきますと、大崎図書館そのものの現地での存続、およびその上で当該2階スペースを再活用し、さらなるよい施設にという、そうした請願項目でございますので、その請願項目にのっとった質疑になろうかと思います。

○南委員

私は違うと思うのですよね。区が過去に答弁しているわけでしょう。それについて関連するから聞かざるを得ないわけですよ。しかも先ほどの説明には、ここの部分に関しては全然説明がなかったから、わからないので質問したら担当ではないので答弁できないということであるのだから、答弁できる人をこの委員会に呼んでこない、この請願審査できないですよ。だから呼んでいただきたいというお願いを委員長にしているわけです。どうしたらいいのですか。

○つる委員長

先ほど申し上げたとおり、この請願については図書館のことについての請願でございます。また、先

ほど教育次長がご答弁をされた、その内容が南委員のこれまでの今のご質問に対するご答弁だと、そういうふうに申し上げて、引き続き審査をお願いいたします。

○南委員

私は次長の答弁はやはり隠そうとする、逃げの答弁だというふうに思います。だって私が聞いたことに答弁していないのだから。答弁は差し控えたいと言っているんだから。失礼かどうかは改めて判断したいと思いますけれども、少なくとも失礼なことを言いたくて言っているわけじゃありません。補助29号線道路の関係の話があって、都から代替できるところはないかという打診があって、区はこの打診を受け止めて協力をしていきたいという形をとりたいというふうに答弁しているのです。ここをきちんと解明していかないと、この請願は審査できませんと私は言っているのです。ですからその関係の答弁をできる方を来ていただいて、この時間内にできなければある程度の方のいらっしゃる委員会との調整をぜひしていただいて、取り扱っていきたいというふうに思っておりますので、委員長として判断していただきたいと思います。

○つる委員長

南委員に申し上げます。再度、質問の角度を変えてご質問されてはいかがでしょう。先ほどの聞き方ですと、教育次長が他の所管ですのとありました。先ほど、ご答弁される前の質問の最後には、図書館の部局としてどう思いますかという、こういうご発言がございました。それを踏まえての教育次長のご答弁であるのであれば、そのまま質疑を続行したいと考えておりますが、それを踏まえて南委員からはご質問ありますか。

○南委員

ご提案ありがとうございます。しかし、さきほどの答弁は差し控えたいということなのですから、それが現時点での教育委員会の見解なのだと思うのです。ですから、それ以上のことは聞けないので、関係の担当者に来ていただく、そういう計らいをしていただきたいというお願いなのです。

○渡部委員

そもそも先ほどの議論との延長になりますけれども、図書館は移転というのが決定して、移転が決定したわけだから、考え方として、そうしたらそこに代替地ができるわけです。これは別に図書館ではなくてもどのような行政施設だとしてもそうだと思います。移転が決まれば空き地はできるわけですから、ではそこをどういうふうに使おうかというのを、これはどなたが答えたかわかりませんが、その代替地でこういう打診があった、だったらそこに協力したいというのは当たり前の答えであって、それをどうこう、ここでとやかかというのは、図書館とは全く関係ないですし、現に最初からの議論として図書館の移転が決定してから道路の話があったのだと、再三、答弁がございました。それをスルーしてこのようなどころだけを切り取って言っているのはおかしい話であって、このまま進めていくべきだと、少なくとも議案審査をして、今、議案を通したのだから、必然的にこの請願の答えなんか出ているでしょう。

○南委員

あまり感情的にならないように進めたいと思っています。

それで、先ほどの条例のときの審査とは別の角度で、私はダブらないような角度で質疑をしたいというふうに思っているのです。とりわけ大崎図書館の移転については道路計画が背景にあるということは払拭できないのです。どんなに答弁されても払拭できない。解明されるような答弁をしていないから、払拭できないのです。ですからそこをきちんと聞いて、そうではないのだという具体的な事実を示してい

ただければ納得するかもしれません。それが無いのですから、ここに触れざるを得ないのです。それを、そのようなことを何回も繰り返していてもならないと、そのような指摘がありますけれども、それは私の思いが出る質問なので、受け止めていただいて質疑を続行させていただきたいと思ひますし、きちんとわかるような答弁をしていただきたいと思ひます。差し控えたいなどということではなくて。

○渡部委員

だから、図書館が移転が決まりました。移転しようと思ひました。その後に道路の話が出てきました。だったらそこが空いているから協力しましょうというのは普通ですよ。誰が聞いてもわかりますよね。以上。

○つる委員長

ほかにございますか。

○南委員

私の質問は全然説明されません。渡部委員がおっしゃったけれども、その見解とは違うのです。

○つる委員長

質問をお願いします。

○南委員

だから、同じです。協力していくという形をとりたいというのはどういうふうに区は評価をしているのですか。

○つる委員長

お待ちください。南委員に申し上げます。先ほども私が申し上げましたが、最初に教育次長からの答弁の前に、図書館部局としてどう思われますかという、そうした趣旨の質問の仕方だったと思ひますので、その内容でよろしいでしょうか。区としてとお聞きすると、先ほどのご答弁になるかと思ひますので、図書館としてどういうふうに受け止めているかと趣旨でよろしいですか。

○南委員

これは区の答弁を、私は取り上げて言っているわけです。だから区が協力していくという形をとりたいというふうに答弁をしたわけです。そういう考え方を持っているわけです。それに対して教育委員会としては、大事な図書館行政の1つである、しかも全国的にすごく評価されている児童へのおはなし会、そういうものの行政があるような場所、しかもでき上がった背景が住民の切実な願ひがあつて、運動があつてあの図書館ができたという、ほかの図書館にはない経緯がございます。そういう品川区として誇りに思つてもいいような図書館について、部に協力をして、つまり立ち退いて、移転をして、道路行政に協力をしていきたいのだと、こういうことを言っていると思ひます。こういう理解を私はするのですが、教育委員会の理解とはどういうことですか。

○本城教育次長

私が先ほど控えさせていただきたいというふうに申し上げましたのは、請願の中の文言の発言を捉えて、それについてご質疑を受けたと私が判断しましたので、そのようにお答えいたしました。ただ、もともと図書館長から再三ご説明させていただきましたように、大崎図書館の移転自体につきましては、教育部局の老朽化を契機にした総合的な判断の中で移転を決定したものであつて、私どもといたしましては補助29号線道路についての情報提供はその後に受けたものだということは、何回も説明いたしました。そういう意味で、移転についての判断は私どもの総合的な判断で行つたのであり、補助29号線道路と結びつけて移転の判断を私どもはしていないということをご答弁申し上げたところでございます。

○南委員

私はとても残念だと思います。品川区の図書館行政が先ほども申し上げたから繰り返さないけれども、住民に高く評価され愛されてきた図書館行政の移転というか、1つの大崎図書館がなくなってしまうということなのです。代替施設をつくれればいいという問題ではないのです。土地を提供してくれるという背景もあったし、そういう地域の宝がなくなってしまうことに対して行政部局が判断したのだからやむを得ないとか、そういうことに協力しなければいけないであるとか、前後にいろいろなこと、前にやったからしょうがないのだとか、そういう問題ではなくて、きちんと教育委員会としての姿勢、きちんとした矜持、そういうものを持っていただきたいと私は思うのです。だからこだわるわけです。そこを区民の思い、そういうものをやはり理解していただかないと、もういろいろなところでそごが出てしまいます。そういう姿勢だと。品川区がおとりになっている教育改革だって何だって、そういう姿勢であればそごが出てしまいます。そういう問題の1つだということを理解して、やはりきちんとやっていただきたいと思います。そのことは私の意見です。ですから、現地で存続させていただきたいというこの住民の皆さんの願いは本当に理解できるどころだし、私は実現できるようにあらゆる力を尽くして頑張っていきたいと思っています。そのために今日の委員会があると思うので、繰り返し、どんなあれにあっても頑張っていきたいというふうに思っているわけですが、ぜひそういう区民の皆さんの熱い思いがあるのだというところは、教育者、教育委員会としてはやはり本当に軽んじないでいただきたいと思います。意見です。

○つる委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、質疑を終了いたします。

○南委員

終了していいのですけれども、次に行く前に発言していいですか。

○つる委員長

何でしょうか。

○つる委員長

今、質疑を行う場面ではないのです。態度確認で、これはまた、委員を指名していませんから、意見陳述があればそのときで、よろしいですか。

○南委員

その場面でもいいけれども、そこに入る前にちょっと言いたいなと思います。

○つる委員長

順番にお聞きしますので、そのような形でよろしいですか。

○南委員

では、後でいいです。

○つる委員長

それではまず、平成29年請願第10号 大崎図書館を29号線道路のためになくさないよう求める請願について、ご意見を伺いたいと思います。

「継続にする」あるいは「結論を出す」、どちらか、自民党・子ども未来からご発言願います。

○渡部委員

先ほども議案審査で申し上げましたように、平成26年からいろいろ始まっている中で、私どもの会派としてもこの件については地域の方々からの要望等もいただいて、何とかこの北品川への移転、そして芳水小学校の分館、大崎駅西口の取次所という形で、大崎の地域の方々にこれからも図書館を継続して利用していただけるような仕組みづくりということで進めさせていただきました。何とかこれが形になってまいりまして、先ほどの議案となりましたので、この請願に関しましては本日結論を出す、そして不採択で取り扱います。

○つる委員長

公明党。

○こんの委員

本日、結論を出すということでお願いします。意見として、結論としては不採択です。その理由としては、先ほどの条例議案の審査でもありましたとおり、この老朽化に当たって、また移転しなければいけない理由、そうしたものが明確に示されましたし、説明を聞いていて理解もできました。ということと同時に、移転によって今まで現在地で本を借りられていた方、借りるのに少し困難を要している方などに対して、今まで以上にサービスを向上させるという対策も先ほど伺いましたので、それについてはこの請願の趣旨には当たらないというふうに思いますので、区の姿勢としてはそれを理解できますので、この請願に対しては不採択でお願いしたいと思います。

○つる委員長

共産党。

○南委員

うちは今日結論を出すというふうにしたいと思っています。態度はもちろん採択です。先ほど来の質疑の中でそれぞれいろいろ質問をさせていただいたそれが採択する理由ですので、改めて言いませんけれども。

先ほど挙手して発言したかったことは、先ほどの条例審査のときも理由を述べないで態度を表明された会派がいましたけれども、私はやはり今回の請願でもきちんと、賛成にするにしても反対にするにしても、その理由は明確にするべき、それが付託された議員の責務だというふうに思いますので、ぜひそういうふうにならなければと戒めてしっかりと発言できるように努力をしていければいいかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○つる委員長

民進・無所属。

○松永委員

本日結論を出す。私たちの会派で話し合った結果、不採択いたします。先ほど条例議案の中で質疑等がいろいろありましたように、現大崎図書館は建てかえレベルの改修が必要であるため、また移転先付近にもSHIPが近くにありまして、連携や効率化を考えますと移転する必要があると結論いたしました。そのため不採択をさせていただきます。

○つる委員長

高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員

結論を出すで、不採択です。理由としては平成26年にも請願が幾つか出されまして、議会の中で議

論が、多くの意見があって議論がされました。そのときに地域の方々の要望を踏まえ、趣旨採択という形で議会としてのそのときの委員の1人としても考えを延べさせていただきました。その際の区のほうの移転の理由等の説明を踏まえて、そういった形で移転に関しての区民の方々の要望を区のほうに趣旨採択ということで伝えました。その結果、区のほうが先ほどご答弁があったような分館をつくり、新図書館や取次コーナーなどの対応をとったということで、地域の方々の要望に対応したことで実現しているということもありますので、移転をするという形で、この請願は不採択ということです。

○つる委員長

それでは、本件については、結論を出すでご意見がまとまったようですので、そのように取り扱いしてよろしいでしょうか。

〔「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、本件については、結論を出すに決定いたしました。

それでは、平成29年請願第10号 大崎図書館を29号線道路のためになくさないよう求める請願について、採決をいたします。

本件は挙手により採決いたします。

本件を、採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○つる委員長

賛成少数につき、平成29年請願第10号は、不採択と決定をいたしました。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時21分休憩

○午後1時25分再開

○つる委員長

ただいまより、会議を再開いたします。

なお、廣田子ども家庭支援課長につきましては、午後よりご出席となりますので、ご報告いたします。

(2) 平成29年陳情第6号 「(仮称)キッズガーデン小山」(小山7丁目)の認可保育園の認可差し止め等を求める陳情

○つる委員長

次に、(2)平成29年陳情第6号「(仮称)キッズガーデン小山」(小山7丁目)の認可保育園の認可差し止め等を求める陳情を議題に供します。

本件は、初めて取り上げますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者の説明を求めます。

○大澤待機児童対策担当課長

それでは、私から、本陳情についてご説明いたします。

まず、陳情項目1のキッズガーデン小山に認可を与えないことですが、前提としまして保育園の認可権限は東京都にあり、東京都児童福祉審議会を経て都知事が認可するものでございます。児童福祉法におきまして保育所等に関する認可の申請があった場合、保育需要が充足されていない区域では、設置主体を問わず審査基準に適合しているものであれば認可することとされております。現状としまして、当該地域では保育需要が充足されておらず、また当計画の内容については東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例ほか関係法令、規則等に定める基準を満たしており、既に東京都より経過承認がされております。以上のことから、区としましては事業者から認可申請がされた際は都と認可に向けて協議をすることとなります。

次に、項目2のキッズ・スマイル・プロジェクトの適格性を検査・審査することですが、当該事業者につきましては、保育理念、財政状況、これまでの実績等の総合的な見地から保育事業者として適格だと判断しております。区内に既に3園を運営しており、既存園につきましては利用者からのクレームもなく、また今年度3園全園の巡回指導を実施いたしまして、保育状況等を確認し、合わせて保育園職員へのヒアリングも行い、適切な運営がされていることを確認しております。

次に、3の条例や要綱において開設予定者が事前に住民同意を得る義務およびその要件を明確化することですが、国・都ともに近隣住民の同意については義務づけておらず、設置認可については客観的な審査基準を設定し、都は同基準に当該申請が適合しているか否かという観点から判断しております。また、東京都の他自治体において住民同意を義務づけているところはなく、品川区のみが国や都の法令を超えた条件を課すことは、区内における保育所の整備が滞るだけでなく、事業者に対して過大な負担を強いることになり、民間の経済活動を阻害することにもなります。

また、繰り返しになりますが、児童福祉施設の設置について区が認可の是非、あるいは認可にかかる条件を付す権限はございません。したがって、区の条例や要綱において住民同意を義務づけることは困難です。

○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言願います。

○のだて委員

今回の陳情は認可を与えないということで、事業者が運営にふさわしいか審査すること、そして住民同意を得るという要件を明確化することとありますけれども、陳情の中にあります待機児童解消のために認可保育園の設置は急務であります。私もこの待機児童解消には保育園設置が大切だと思います。

ただ、事実関係を確認させていただきたいと思うのですが、理由の1番のところでは近隣住民の73名が品川区に開設反対の要望を提出しているということ、3番のところでは小山7丁目自体の待機児童は少ないという、4番目のところでこの運営事業者キッズ・スマイル・プロジェクトが川崎市においても補助金の不正請求で係争中だということについて伺いたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長

待機児童の状況でございますが、当該予定地の1キロメートル圏内において、通学利用範囲と想定している部分でございますけれども、平成29年4月時点の不承諾数は96人、そのうち500メートル以内の方は45名でありまして、保育需要としましては非常に高い地域でございます。

川崎市の件でございますが、川崎市に問い合わせしております。川崎市としてキッズ・スマイル・プロ

ジェクトへの補助金について係争の事実はなく、また川崎市として不正な請求を受けたこと、あるいは不正な疑いで調べたことはないということを確認してございます。

○つる委員長

73名の開設反対の要望について。

○大澤待機児童対策担当課長

73名の開設反対につきましてはご署名をいただいております。

○のだて委員

待機児童については1キロメートル圏内だと96名いらっしゃるということ、500メートル以内だと45名いらっしゃるということで、私もこの荏原の地域というのは待機児が現状多い地域であったと記憶しております。この小山と合わせて荏原の地域でも比較的高い待機児童がいたと思っております。そういった中で、満員電車の中で送ったりするという話も聞いております。送迎は、ほんの少しの距離でもやはり負担にもなると思いますし、やはりこれだけ待機児童の方がいらっしゃるということで、待ち望んでいる方もいらっしゃると思います。

補助金の不正についてはないということですが、そうするとこの川崎市で補助金の不正が係争中だということは勘違いだということなのでしょうか。補助金の不正はないということを改めて伺いたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長

当事業者は川崎市内にある保育施設の元職員1名から雇用に関して訴訟が起こされておまして、その件に関しましては昨年と今年の2度にわたりキッズ・スマイル・プロジェクトの社長から直接区に説明がございまして、合わせて書面による説明もいただいております。この件につきましては現在裁判中ではございまして、これはもう司法の場で判断されることではございますので、この件に関して係争中であるということをもって事業者の適格性について区の判断が左右されるものではございません。区としましては今年3月の時点で訴訟内容に関連しまして、確認の意味で当事業者の離職の状況やそれぞれの理由、また残業時間の実績等の資料を任意でご提出いただきまして、問題がないことを確認しております。

○のだて委員

裁判の件については雇用に関してのものだということで、雇用についても今保育園では大変だということですので、そういったところもしっかりと配慮していただきたいと思っております。やはり待機児解消のために認可保育園が必要だと思っておりますので、この住宅街の中で保育園がつくられるということで、騒音などの問題でつくってほしくないという声があるということは聞いております。こういった住民の声もまた大切ですので、引き続き住民の方の理解を得られるように努力していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長

区としましては事業者にも今後も地域の方とは話し合いを続けるよう働きかけております。事業者からは地域の方から懸念として出された駐輪場の問題でありますとか、納品時の車の問題、ごみの出し方、災害時の対応等、子どもの声や親の声といった騒音等については、よりよい方向に向かうために住民の方と検討会を実施する、継続して実施するという報告を受けております。具体的に次回が10月下旬、その後隔週での実施を考えているということです。区としましても地域の方から出された課題につきましては、ハード面、運営面も含めて調整に努めて、地域と連携が図れるよう今後も開園後も含めまして事業者への支援・指導をしてまいります。

○のだて委員

もしこの保育園が開設されたとすると、地域の住民の方との関係も子どもたちの成長・発達に影響を与えますので、良好な関係がつかれるように区としても力を尽くしていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○こんの委員

幾つか今のご説明と重なる部分もあるかもしれないのですが、確認も含めてお聞きしたいと思います。この中で事業者さんが住民の方へのご説明をとということでしたけれども、運営についての説明がなされていなかったというような内容のところがあるのですが、そもそもこういう開設をするに当たって、設置をする事業者さんが住民の方への説明のときというのは、区としてはどのような立ち位置で、また区としてはどういうふうに説明の場に臨み対処していくというのが本来行われるものなのでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長

保育施設の運営に関する地域への説明につきましては保育事業者の努力義務とされておりまして、戸別訪問や説明会など具体的な実施方法や周知範囲について法的な定めはございません。保育所の新規開設のご提案があった場合、区が事業者に対しまして、近隣環境を踏まえて説明などを行うように指導しております。

○こんの委員

決まったルールはないといっても、いわゆるこういうふうに近隣の方から説明を求められて、事業者としての説明がきちんと住民の方へのご納得いく合意を得ていくようなことができない場合は、区としてはどのような対応をしていくのが本来の、こういう場合はどういうふうに対応していくのですか。

○大澤待機児童対策担当課長

本件につきましては、事業者が戸別訪問により実施が適当であると判断しまして、2月から4月にかけて近隣19件を対象に3回にわたって戸別訪問をしております。その後、区民の方から説明会の開催要望が区に参りましたので、区としましてはキッズ・スマイル・プロジェクトおよびVIDAコーポレーションに対して工事着工は見合わせて説明会を実施するように要請しまして、7月から9月にかけて区職員同席のもとで説明会および懇談会を計5回実施しております。

○こんの委員

そのときの模様を少しご説明いただければと思うのですが、今おっしゃった説明会を区の方も同席の上されたというところでは、事業者さんのご説明、住民の方へのご説明、これはどういう感触だったのでしょうか。いわゆる住民の方への戸別訪問もしながら、結局説明が欲しいという要望で区が間に入り、きちんと説明会が行われて同席もされたということですから、事業者がきちんと住民の方への説明というのがどういうふうに行われ、区としてはどう評価されているのでしょうか。その説明の仕方なり、内容なり、住民の方が思っらっしゃる説明というのは、区として、どうゆう評価をされているのでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長

当初、2回の説明会を行って事業者としては2回で説明会を終了する予定だったのですが、説明会の内容に区民の方がご納得していない様子でしたので、区のほうから継続して説明会をするように指導しております。その時点でもう一度、工事に関しては見合わせていただいております。質問に対して事業者のほうで答え切れていない部分がありましたし、なかなかご納得いただけない様子も見えました

ので、そのように指導いたしました。引き続いて今後も調整するように、話し合いについては継続するように要請をしているところでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。さらに細かいことで恐縮なのですが、そのときに区から業者に指導をして、説明なり話し合いの場を持つように指導されているということですが、その説明会での説明の仕方等で区が口を挟むということは、例えば、その場で説明をするということはあるのでしょうか。いわゆる説明の仕方、そこはこういうことではないですかというふうに、その説明会の中で区が説明をするという場面はあるのでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長

基本的には事業者が説明をする説明会ではございますけれども、例えば先ほどの区内の待機児童の状況ですとか、区が答えるべきご質問に対しましてはお答えをしております。

○こんの委員

今は住民の方とも何とかこの保育園をとということで説明会などを行い、さらに住民の方との意見交換というか、検討会というか、そうしたものを継続していくということですので、そうすると区も説明をしながら業者の指導をしながらというところで、要は待機児童対策として認可保育園が必要であるという区の対策と、一方で業者がやはりこの地で保育園を運営させていただきたいという区民の方への説明と、やはりここは業者まかせにだけはしてはられないというのが1点と、それから業者の説明というのが足りないのであれば、そこはしっかり区がフォローしながら、いわゆる住民の方への思いというのをしっかり受け止める業者の姿勢で進めていくというところを区がやはり後押しをしながら中に入っていくということが必要かと考えるのですが、それに対してはいかがでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長

委員おっしゃるとおり、近隣住民の方のお気持ちも大変大切だと認識してございますので、この辺は事業者に伝えながら、もちろん調整と言っても事業者としてできないことというのは確かにあるのですけれども、できるだけ住民の方の要望には応えられるように、話はしています。これからもしていきます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○南委員

私もやはり近隣住民の方の同意を得る努力というのは最大限しなくてはいけないと思っているのですが、この陳情を先ほど朗読していただいたのをまた自分でも読んでみて、どうしても同意というところにご納得されていないという様子が明らかに読み取れるので、そこについて今までの質疑の中で、区もそれなりの役割を果たしてリーダーシップをとってきているのかという気もするのですが、しかし特に保育園とか学校などの施設は本当にご近所、近隣の協力がないと成り立っていかない施設でもあるというふうに思いますので、その辺というのはこれから、先ほどの説明では検討会をつくるということで10月に入ってから開かれていくというふうになってきているので、その辺での詰めた話し合いとお互いに理解し合う努力というのが必要になってくるのではないかと考えているわけです。

私も実は先週ですけれども、どのような地域かわからないので実際に行きましたら閑静な住宅地で、第一種住居専用地域ですかね。そういう地域で、本当に静かなところだと思いました。だからこそご近所の皆さんが話し声などについてはご懸念、ご不安を持たれる気持ちもわからなくないと思ったのです。

したがってきちんとしたお互いの理解し合う、住民の皆さんの同意を得る努力というのはこれからも区が引き続きリーダーシップをとってやっていかなければいけないし、事業所も真摯に受け止めていくことが大事だというふうに思っているのですけれども、この間、何回かの説明会をされたという話で、5回ですか、プラスアルファがあるのだと思うのですけれども、そういう中でこの事業者の姿勢というのはどのような状況なのか、これから検討会を開くということだから一定の受けとめはされる事業者なのかと想像はするのですけれども、区としてどういうふうに評価しているのかを改めて伺いたいと思います。区としては待機児童がいる地域だということで、私もそういう点では、保育園ができて待機児解消に1つの地域の状況を受けとめて開設していければいいかなと個人的にはすごく思っているのですけれども、そのあたりの考え方も伺っておきたいのと、一緒に、同時に待機児童が先ほど紹介していただいた数字として、1キロ圏内だと96人で500メートル以内で45人という話ですけれども、品川全体で地域的に見てどのくらいの待機児童がいるのかというのが、この際教えていただければ教えていただきたいと、それから車での登園については品川区としての姿勢というのはどういうふうにとっているのか、この辺についても教えていただきたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長

事業者としましては近隣の方との検討会の中で妥協点を見出していきたいということをおっしゃるので、それは区としても責任を持って確認していきたく思っております。

待機児童につきましては4月時点で219人という数字です。

車の登園については全園禁止しています。それははっきりと入園の際にも入園説明会の際にも事業者が伝えておまして、もし車で来るようなことがあれば保育園から、また区からも注意をして、二度とこういうことがないようにということで申し上げております。

○南委員

そうすると、先ほど待機児童の部分ですけれども、メモしていませんけれども二百数十人中、この地域では距離に応じて45人と96人がいるという、そういう関係で見えていいということですか。その確認をしたいと思います。

それと車というのは、いわゆるカーではなくて自転車を含めてということでしょうか。自転車での登降園はやっているからいいのかと思うのですけれども、品川区がだめだと言っているのは自転車以外の自動車、あるいはオートバイということでもいいのかどうか、自転車以外の車両のことを言っておられるのかを確認したいと思いました。

私は品川区が事業者に、任せてはいないとは思っているのですけれども、事業者の責任で説明をするということは、それはそうだと思うのですけれども、やはりこういうご近所の皆さんの不安に思われる気持ちをしっかり受け止めるならば、説明会は事業者任せにするのではなく、品川区も一定の立ち位置と先ほどおっしゃっていましたが、立ち位置と同時にもう少し踏み込んだ近隣の皆さんへの理解、納得をしていただけるようなそういう姿勢が、とりわけこの場合には求められるのではないかと考えているのです。その辺について今後の検討会というのも事業者任せにするのではなくて、品川区も入って、ここも含めてどのような姿勢で臨んでいこうと思っておられるのか、その辺を伺いたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長

先ほどの数値につきましては不承諾数です。残念ながら品川区の不承諾に関しましては1,019人ですので、そのうちの九十数人ということになります。

自転車での登降園は大丈夫です。当該予定地の計画につきましても、駐輪場については15台の駐輪

場を今のところ予定をしています。

先ほどの説明会についてでございますけれども、保育課としましては区民が生活する環境を守ることが大切だと認識してございます。そのためにも地域に受け入れられる保育園となるように、区としましては事業者としましては丁寧の説明しなければいけないと思っております。今、説明の方法についてその方法や範囲に国も都も明確な基準は定めていないのですが、今回のこともございまして、今後区としてはやはり説明について一定のルールを明確化して事業者に提示したほうがよいというふうに考えておりますので、その辺のことは今後検討していきたいと思っております。

○南委員

最後に、ルールというのはどのような内容かがわからないのでいいか悪いかの判断はしかねるのですが、したがって考えているルール化というのはどういうものなのかという説明もしていただきたいと思っております。先ほども、同じことを繰り返すのですけれども、閑静な住宅街にいるということで、一般論ですけれども保育園の子どもたちの声や園全体から出てくるいろいろな騒音というものについて社会的にもクローズアップされてきていて、あちこちで保育園が建たないという状況があってすごく心が痛むところなのです。しかし個別のところになってくるとそういうご心配があるというのは、それはそれとして理解できるところでもあるので、やはりルール化がいいかどうかは別としても、本当にしっかりと今の状況であるとか、この保育園をこの地域につくることの品川区としての考え方などを理解していただく努力というのは、やはりそれは欠かせないことだと思います。これからの検討会を進めていくに当たっても、品川区の考え方というのをはっきり打ち出していくことが重要なのではないかと思っておりますので、その辺の意思の確認をして最後に伺いたいし、またルール化ということについての今の時点での考え方、どのような内容を盛り込もうとしているのか、必要性があってそういうふうにしていきたいという考え方が表明されたわけですから、どういう内容かというのを一定お聞かせいただきたいと思っております。

○大澤待機児童対策担当課長

説明へのルールでございますけれども、まだ具体的には検討してございませんけれども、例えばですが説明の範囲を中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に準じて範囲を明確に、この範囲でお願いしたいというふうに出すですとか、戸別訪問等のときに、説明会として開催をしてほしいという要望があった場合は、必ず開催することといった、そのようなルールをつくったほうがお互いにわかりやすいのではないかと、ただ、まだ考えている段階ではございます。それから、近隣区でも今ルール化している区はございませんので、他区とのバランスも考えながら調整をする必要があると思っております。

それから、近隣の方に理解を得ることですが、これは最大限、区としましては努力を続けてまいります。

○南委員

区がご近所の皆さんへの説明会へのアプローチというか、それについて本当にそこが一番基本だと思うのですよね。しっかりと理解していただけるような姿勢で、まず第一線に立ってやっていただきたいということと合わせて要望をさせていただきたいと思っております。

○渡部委員

陳情要旨の1番、2番、3番についての説明をいただきまして、そういう状況なのかということわかりました。今、南委員やこんの委員の質問を聞いていましたので、私もそうなのですが要旨に

かかわることと言うよりも、やはり説明がどのようにというのは、ここに限らず今後もさまざまな課題がやはりあるのかという意味で聞いていたのですけれども、先ほど課長のご説明の中で、説明会をこういうふうにやって検討会も行うという話を伺いますと、今まで品川区内で業者は、そこまでやってくださっているのか、それを聞いていてすごいなというふうに感じたのですけれども、実際に今まで、例えば陳情までは上がってこないけれども、さまざま近隣地域の方々のお話などというのは私たちも聞く機会があったりして、保育園が建つとなった場合、そういう話がいろいろな地域で噴出してきているのも事実だと思うのだけれども、実際に当該事業者の話は、今説明を聞きましてわかったのですけれども、その説明会や検討会などは、数の多い少ないではないと思うのですけれども、他と比べて実際にやっているほうなのか、普通はどうなのですか。

○大澤待機児童対策担当課長

説明会をする場合もございしますが、戸別訪問の場合もございします。それは例えば事業者が町会長とご相談したりですとか、オーナーとご相談したりですとか、いろいろな立地条件によって変わってきますので、それを事業者で判断して、どちらの方法をとるかを考えてやっていただいております。説明会の回数としては、今まで区内で私が知る限り一番多かったのは5回でございしますので、この件に関しましては今後も継続していく形ということですので、恐らく最高回数になるのではないかと考えています。

○渡部委員

多分これは皆意識としては同じで、やはり近隣の地域の方々に愛される施設になってほしいというものであるから、それは最大限の努力を重ねてもらわなければならないけれども、では、この保育施設に限らずさまざまな行政施設とつくる中で、そうしたら全て要望を聞いていかなければいけないのかと言ったら、やはりすべてではないのです。そこで妥協点をどういうふうに持っていかというのも必要でしょうし、場合によってはそれを話していくがために何もできなくなるというのでは本末転倒の話にもなってきかねないという思いもありまして、これは今期の重要な課題と言いましょうか、今後も全般的な課題になるのかというふうに感じていました。

ただ、この請願の要旨の部分、1、2、3でいただいた部分に関しましては、もう課長の説明で十分私どもも理解をさせていただきましたので、そちらのほうで審査をさせていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございしますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

それでは、平成29年陳情第6号「(仮称)キッズガーデン小山」(小山7丁目)の認可保育園の認可差し止め等を求める陳情について、ご意見を伺いたしたいと思います。

「継続にする」あるいは「結論を出す」、どちらか、自民党・子ども未来からご発言願います。

○渡部委員

私どもとしましては、今回結論を出して不採択という態度をとらせていただきます。先ほどお話しさせていただいたように、この陳情の要旨につきましては都が認可主体であるということと、キッズ・スマイル・プロジェクトの適格性については承知をいたしました。3番に関しましても今の状況等も伺いましたし、そのほかで理由の中に書かれていることにつきましても今後対策と、私どもも述べさせていただきましたような近隣との対策をこれからどのようにしていくかというのは、毎回の課題となること

かもしれませんがけれども、そこはまた別の話でございますのでしっかりやっていくとして、今回の陳情に関しては不採択ということをお願いします。

○つる委員長

公明党。

○こんの委員

今回、これで結論を出すということです。まず意見というか、先ほども確認をさせていただきましたけれども、今住民の方との十分に協議をしてくださっている、また検討会も開かれるという姿勢、それから事業者としても住民の方との妥協点もその中で見出しているという姿勢も確認ができました。いろいろな住民の方の思いもあるかと思えますし、それに何とか寄り添っていこうとする区のバックアップも説明で理解はできたかなというところと、この陳情の中のいろいろな理由が書かれておりますけれども、これについては差し止めてほしいというところでは、なかなか難しいのかなという、一方でそういうことも感じました。態度としては、結論的には不採択ということになりました。

○つる委員長

共産党。

○南委員

私どもは今日結論を出していいと思います。私どもはこれをどうしようかと、初めて触れて皆で読んだときに、なかなか本当に率直に申してどうしたらいいのかというふうに悩みました。ご近所の皆さんのこういう思いもよくわかるし、しかし一方で待機児童がたくさん出て、子どもさんを預けるところがなくて、女性は特に仕事をやめることを選択せざるを得ないような状況まで出されてしまうケースも結構ある中で、やはり保育園をしっかりつくっていくということが必要だということをかねがね主張してきたということがありますので、そういう点では本当に悩んだのですけれども、しかし品川区、あるいは事業者、そして品川区のそういうところで説明をしっかりしていこうという立場がわかってきたので、ご近所みなさんに理解していただけるようにさらなる努力をしていただきたいということを意見として付していきたいと思っています。態度としては、陳情者の皆さんには申しわけないとは思いますが、不採択というふうにしたいと思っております。

○つる委員長

民進・無所属。

○松永委員

本日結論を出す。不採択でお願いいたします。1に関してはやはり認可は東京都が行うということ、2番のキッズ・スマイル・プロジェクトに関しても、そういった不正請求等はないということで、先ほど課長からご説明いただきまして、3番に関しても今後説明会を丁寧に行っていくということもありましたことを踏まえ、私たちの会派は、今回の陳情に関しては不採択とさせていただきます。

○つる委員長

高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員

結論を出すということで、不採択です。陳情の要旨のところの説明していただきましたが、1番は権限の問題、認可の問題については理解しました。区ではないということで、それから適格性については各分野について審査を行ったという形です。3番についてはこれまでも区がかかわってきたということは理解しましたが、ただこのような形で陳情が出てきてしまったということで、今後も継続的に意見交

換を行っていくと、そこに妥協点あるいはご理解いただくように責任を持って見ていくというお話や、最大限努力していくというような今後の方向もお話しされてきました。今後もやはりこういった問題では調整、そういうときの、言葉はあれですけども利害関係をどう調整していくかと非常に難しい問題ですが、ぜひとも先ほどお話があったような意気込みで相互の理解を得てよりよい関係に努力していただきたいと思います。

○つる委員長

それでは、本件については、結論を出すでご意見がまとまったようですので、そのような取り扱いでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、本件については、結論を出すに決定いたしました。

それでは、平成29年陳情第6号「(仮称)キッズガーデン小山」(小山7丁目)の認可保育園の認可差し止め等を求める陳情について、お諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、平成29年陳情第6号は、不採択と決定いたしました。

(3) 平成29年陳情第9号 保育所職員に対する処遇改善に関する陳情

○つる委員長

次に、(3)平成29年陳情第9号 保育所職員に対する処遇改善に関する陳情を議題に供します。

本件は、初めて取り上げますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者の説明を求めます。

○大澤待機児童対策担当課長

私から、保育所職員に対する処遇改善に関する陳情についてご説明をさせていただきます。

まず、陳情項目1の区独自の賃金加算などの処遇改善策の充実についてでございますが、区では国の公定価格に基づく処遇改善等加算や、都の保育士等キャリアアップ補助金の活用により、平成27年度には保育士1人当たりの賃金について平均で3万8,000円余の改善がされております。平成28年度についても同様の処遇改善を実施しており、さらに平成29年度には国の処遇改善等加算により6,000円の加算、都のキャリアアップ補助金により2万1,000円の加算、さらに経験年数に応じ対象者には5,000円から4万円の加算をいたします。国や都の処遇改善制度等を活用し、賃金改善を図っておりますので、区独自の1万円程度の引き上げは考えておりません。なお、平成29年度の新規開設園を含め、区内の保育園では必要な保育士は確保できております。保育の質の確保、また円滑な園運営のためには保育士等の人材確保が必須であると認識しております。賃金改善をはじめ宿舍借り上げ支援など今後も保育士等の処遇改善に努めてまいります。

次に、陳情項目2の1歳児の保育士の配置基準を6対1から引き上げることについてですが、区では従前から公立・私立ともに5対1で保育士を配置しております。今後も保育の質の確保、円滑な園運営に努めてまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言願います。

○南委員

区では処遇改善の部分で賃金も保育士も確保されているという説明だったのですが、区立保育園ですからそれは当然だと思うのですが、しかし今、私立保育園の多くの皆さんが保育士を募集しても全然応募してこなくて慢性的な保育士不足になっているという話をよく聞くのです。ですから、区の認識と随分乖離があると思っているのですけれども、私も実態まで調べ切れてこなかったのですどのような状況になっているかというのは説明できないのですけれども、区としては先ほど答弁されたような足りているという認識にいるわけですから、改めて確認したいのです。

それと賃金のところも、今の状況では10万円ほどの賃金の格差があると言われておりますけれども、平成27年度には3万8,000円で、平成29年度にはいろいろプラスされてそれを超える額となっているのですが、しかしまだまだ実質的には賃金格差があると言えるのではないかと考えているのですけれども、その辺の認識はいかがですか。

○大澤待機児童対策担当課長

保育士の確保でございますけれども、新規園につきましても保育士が集まらなくて開園できないということもございませんし、平成29年度、今の年度途中でも突然足りなくなって困ったというようなこともございませんので、一定確保できていると理解しております。

賃金格差につきましては、平成29年度の都のキャリアアップ補助金、国の処遇改善加算で大分格差が埋まってきているというふうに考えております。

○南委員

職員配置の確保の関係ですけれども、今、品川区で開園できない保育園はなかったという説明だったのですけれども、私の認識では、当初予定していた保育園がオープンできなくてという事例があったのではないかと考えているのですけれども、勘違いだったのか、もう1度そこは確認したいと思います。

それと、賃金のほうは縮まってきたという評価なのですけれども、実際に賃金格差はあると見ていいのですか。再確認をしたいと思います。先ほど申し上げたのは10万円程度の開きがあると一般的には言われているのですけれども、さまざまな状況の中で国も挙げて賃金格差、キャリアアップということで、品川区も補正を組んでやってきているのは事実ですけれども、品川区の私立保育園の賃金と一般の企業に勤めていらっしゃる同世代の人たちの賃金との差が10万円というふうに見ていいのかどうかは別としても、やはり相当大きな開きがあるということは事実だろうと思いますし、だからこそ引き上げをやってきたわけで、それで縮まっているという答弁だけれども、どの程度、開きを例えば100としたならば50まで底上げできましたよと言うのか、あるいは4割以下にとどまっていますよという、そういう縮まっている度合いというのはどういうふうに品川区は見ていいのか、そこを具体的に説明をしていただきたいと思います。

それと2番の6対1の基準の関係ですけれども、これは国基準が6対1で、品川区は都基準ですが、5対1と見ていいのではないかと考えているのですけれども、5対1にしているからいいよという

ものではないと私は思うのですね。私もこれは最低基準なので、いいと言うわけにはいかないわけです。それで実際に保育園で働いた経験がない方が大半だけれども、私は働いてきた体験があるし、特に1歳児園でしたので20人の子どもさんが4月当初に入るわけですね。5対1ですから職員が4人ですね。もうとてもとても大変でしたね。ですから、通年通じて他のクラスから応援に来てもらって保育するという状況で乗り越えてきたわけですが、今もそういう支援体制がないと保育園が、特に1歳児のクラスは運営していけないという現状は変わらずあると思います。ですから、5対1で基準どおりだからいいということにはならないわけです。そういう事実を、現実をやはりきちんと見て、基準だからいいのだというふうには、私はそういう見方は担当のところではしていただきたくないと思っていますので、すけれども、5対1とれているからいいという認識でいらっしゃるのかどうか、ここについても伺いたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長

保育士の確保の件でございますけれども、足りなくて開設できなかった園はございません。近隣区で1万円の上乗せを始めましたので、私も心配になりまして昨年度末には事業者へのヒアリングを行っております。その中では、品川についてはかなり早くから計画承認を得て募集活動を始めているということと、品川区の交通の便のよさ等で人が集まるということで、ほぼ12月には新規園の保育士を確保できておりまして、もう一方で加算をしている区についてはおそらく交通の不便さということが要因だろうと業者は言っていました。ただ、3月ぎりぎりまで決まらずに困ったというようなことも聞いておりますので、区独自の加算があるからと言って保育士が集まるということにはならないのではないかと考えています。それよりも宿舍の借上げのほうがかなり効果があるというふうに事業者からのヒアリングで聞いておりまして、宿舍借上げ支援につきましては品川区はかなり柔軟に対応しておりますので、こちらの活用が増えていくような状況でございます。

賃金格差につきましては10万円かどうかというのはわかりませんが、一般企業との格差ということでは基準の年度が平成24年度としておりますけれども、そこから処遇改善で一般的に7万4,000円平均で今上がっておりますので、そこに経験年数による5,000円とか4万円の加算の方は7万4,000円プラス5,000円や7万4,000円プラス4万円になりますので、10万円と仮定した場合は一定それを超えている方もいらっしゃいますし、経験年数による加算を加えない7万4,000円でも7割以上は格差は縮まっていると考えてよろしいのではないかと思います。

○佐藤保育課長

保育士の定数というか人数の関係でございますが、1歳児が5対1の割合で、それ以外は国基準で言いますと、大体公立保育園で言いますと462名ぐらいの保育士が必要になります。区といたしましては一応727名の保育士を配置しておりまして、それ以外にも700名近い非常勤を配置しておりますので、特別支援児等も増えている関係もございまして、保育士等、十分人材を配置しまして保育の質の充実に努めているところでございます。

○南委員

家賃借上げの品川区の施策が大きな効果を出していることはわかりました。引き続き処遇改善に努力をしていただきたいと思います。

賃金については7割ぐらい到達しているということですが、一般企業からやはり一定の割合での格差があるという事実はあるわけですから、引き続きこの点についても努力をしていただきたいと思います。品川区は特に今は私立保育園を多く開設するようにしているわけですから、そういう点では本当にどこ

の保育園に勤めてもしっかり安心して働き続けられる、そういう処遇をつくられるのは当然のことだと思いますので、一刻も早く格差については縮めていただける努力をし、国や東京都も含めて行政もしていただきたいと思っております。

それから、5対1のところは品川区は多く配置しているという説明なのですが、あまり私もよく理解できなかったもので、これはもう少し詳しく調べて実態も見て質問をしていきたいと思っておりますけれども、実態的には大変だということはあるわけです。年齢や時期によって、入園時期などの時期はそれぞれで違うけれども、それなりに子どもも育っていますので、必要な手というのは多ければ多いほどいいわけですし、子どもにとっても保育園に喜んで来てもらう、登園してもらって安心して育っていただくという条件整備は欠かせない最低限の条件ですから、この5対1のことを思ってよしというふうにはできないという見解で、ぜひ増員も含めてやっていただける方向で見ていただきたいということは改めて要請をしておきたいと思っております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○こんの委員

まず趣旨の1番ですね。先ほどの、区としても国の公定価格で加算をしていますというお話と、平成29年度の処遇改善、キャリアアップ、経験年数等々でいわゆる賃金アップの対策をとっていますよというご説明をいただきました。それでこの趣旨の理由の中の一文を、そうするとどのように捉えていますかとお聞きしたいのですが、ここ数年の国や自治体の処遇改善策で賃金面について一定改善がなされているところもありますが、報道されているほどの実感がないのが現状です。改善はされているのですが、それはどのように、いわゆる、これだけ区としてはしているけれども実感がないということについて区としてどのように捉えていらっしゃいますか。

○大澤待機児童対策担当課長

賃金に関しては経験年数等でも違ってくるので一概には言えないのですが、一番わかりやすいのが初任給だと思うのですが、平成28年4月の初任給は平均で出したところ19万5,000円だったのですが、平成30年4月に区内で開設する事業者で今もう募集を始めている事業者の初任給の平均が21万6,000円で、平成28年から比べると2万1,000円上がっておりますので、初任給で比べましてもそれだけのアップは目に見えてしておりますので、それなりの成果が出ていると認識してございます。

○こんの委員

今、初任給でお比べになって、ああ、そうなのだなというところで、報道とはまた違う部分があるのだという新たな認識だったのですが、それと同時に、いわゆる実感がないという現状で、お金の流れ的にきちんと、これは前の報告事項でも私も質問しましたがけれども、結局直接お給料の中に反映をされているのではなく、運営費からその事業者が補助金として受ける、そして払われているので、その辺のお金の流れと、きちんとそこにお給料として繁栄をされているかどうかという、区としてもその事業者さんのお金の流れをきちんとチェックしているということも一方でされていると思いますが、さらに必要なかというのを私はここで感じたところです。ですのでその点、今は民間の来年の4月の初任給と比べたときに、差はあったとしても大きな差ではないという私も認識をさせていただきますので、特に私立保育園の給料、運営費から職員の方に行くお給料の流れを、運営費の扱い方というところを区としても今後もチェックしていただきたい、その体制をとっていただきたいというところですので、何かご答

弁があればそのご答弁を。

あとは2番は既にもう5対1になっているということですので、これは私立保育園が開設をするときに国基準では6対1だけれども品川区では5対1ですと、職員の人数としては国基準よりも多めに配置をしていただきたいというふうになりますけれども、そのことはご理解のうえ、私立保育園などはしてくださっているという理解でいいのでしょうか。ここの陳情の内容とは違う、もう区としてはきちんと手当てをされているということですか。その点はいかがでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長

保育士等の方が個人別に一体幾らもらっているのかということに関しましては、給与額とか改善された額について個人別に調査をかけまして今集計中でございますので、その集計が出たらまた改めてご報告させていただきたいと思います。

5対1につきましても新規開設のご提案があった時点で区としてはこの体制でやっていただきたいということをお願いして、全事業者がそれでやっていただいております。

○こんの委員

ありがとうございます。それでは調査はそうしたことでしてくださっているということで、引き続きお願いをして、5対1のほうはいろいろな、ここに書かれている保育の生活の中での1歳児の動きというのも想像できますので、保育士の方が子どもを安心して、見ていける体制というのは、人数だけの問題ではないものもあると思いますので、合わせてその点もお願いをしたいと思います。要望で終わります。

○つる委員長

ほかにございますか。

○のだて委員

先ほどご説明があった7万4,000円アップしているというところで聞き逃したのかもしれないのですが、都の補助金により3万8,000円アップしたところからどういう形で7万4,000円になっているのかというところをご説明いただければと思います。

あと、今の議論の中では認可の話が主だったと思うのですがけれども、小規模ですとか認証の配置というのも5対1ということになっているのか、そのあたりもお伺いしたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長

平成29年度のキャリアアップ補助金が2万1,000円、処遇改善が6,000円で、それまでの平成27年度、平成28年度がキャリアアップが2万3,000円、処遇改善が2万4,000円ですので、それを足して7万4,000円になります。

小規模の保育士の配置基準は1・2歳児に対しておおむね6人に1人で、園としてプラス1名というのが配置基準になっています。認可とは保育士の配置の計算方法が違います。

○のだて委員

小規模のことなのですが、お答えの中で認証についての基準がやはり認可では5対1になっているということで、認証や小規模についても上げていく必要があるかと思うのですがけれども、そのお考えをぜひ、都や国にも求めていただきたいと思いますし、区独自でもやっていただきたいと思うのですがけれども、伺いたいと思います。

7万4,000円のところは計算上はわかりました。ですけれども、先ほど質疑がありましたけれども、実感がないというお話だと思うのです。個人別の集計もされているということですので、次の報告

を待ちたいとは思いますが、この調査の中には認証や小規模も入っているのか伺いたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長

調査につきましては認可、小規模、認証の全園を対象に実施しております。

認証の配置につきましては、認証保育所そのものは東京都の施策でございますので、区として配置基準を変えるというのは今のところ考えてはおりません。

○のだて委員

それは制度上もできないということになるのですか。これは都が一応担当という話ですが、何か工夫してできるという枠組みはあるのか伺いたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長

認証の配置基準について区で制度変更できるかどうか、今わかりませんが、恐らくできないと考えております。

○のだて委員

わからないけれどもできないということでしたが、やはり皆品川区の子どもたちであるわけで、認可、認証での保育の格差と言いましょか、差が出てきているということになると思うのです。そういったところでやはりいいところに引き上げていくということが必要だと思うので、認証についてもぜひ引き上げていくところを考えて検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○つる委員長

要望でよろしいですか。

○のだて委員

はい。

○つる委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、平成29年陳情第9号 保育所職員に対しての処遇改善に関する陳情について、ご意見を伺いたいと思います。

「継続にする」あるいは「結論を出す」、どちらか、自民党・子ども未来からご発言願います。

○渡部委員

結論を出します。2番は品川区は5対1でもうずっとやってきていますから、なぜこれが上がってきているのかわからないと思っていたのですけれども、1番に関しましても説明いただいたようにここ数年来さまざまな処遇改善をされていまして、ただ、私どものほうにはこれに近い、これではない職場の方が、ほかも何とかしてくれないと離職が相次いで大変だというほうがひたすら入ってきているような現状もございますし、ではどこまでということを考えますと、ほかとの整合性を考えたら、もうこれで十分かどうかは別問題としまして、ここまでもうやっているのだからという思いもございますので、今回の陳情に対しては不採択とします。

○つる委員長

公明党。

○こんの委員

結論を出します。態度は、先ほどご説明をいただきまして、1番はきちんと処遇改善、キャリアアップや経験年数の賃金アップの努力もされていますし、それに対して職員の方にどのようにお金が流れているかのチェックもきちんとしてくださっていることがわかりました。2番はもう既にされているということです、残念ながらこのご要望は全て区としてはかなえていないというこの理解でありますので、不採択とします。

○つる委員長

共産党。

○南委員

結論を出していいと思います。態度は採択をしたいと思っております。1番の処遇改善の大きなところは賃金ですね。安心して暮らせるそういう賃金がいい保育をしようという気持ちにつながりますので、賃金の改正は引き続き必要だと思いますし、一刻も早く改善、一般企業と同じようなところに到達できるようにしていく必要があると思います。それから2番の人員確保の配置基準なのですけれども、5対1は都基準なのですけれども、やはり最低基準を見てもっと引き上げは必要です。いい仕事をするには全ての子どもにそれこそ目が届く、手が届く、そういう環境を整えることがとりわけ必要だと思っています。したがって、これらの陳情内容については支持できる内容だと思いますので、採択をしたいと思っています。

○つる委員長

民進・無所属。

○松永委員

本日結論を出す。我が会派で話し合った結果、不採択にさせていただきます。1番に関しては区独自の賃金加算ということでキャリアアップや宿舍借り上げなどの対策を行っているというところです。2番に関しても6対1から引き上げてくださいということで、今品川区では5対1で行っているということで、そうした理由から不採択をさせていただきます。

○つる委員長

高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員

結論を出すということで、不採択ということです。1番はさまざまな賃金加算などをされていることも伺いました。今後は先ほどの宿舍借り上げのように、実効的なのかより効果のあることも含めて進めていただければと思います。それから、先ほどの調査のことがありましたけれども、やはり事業者に対する行政としてのチェックはこの委員会で質問させていただきましたけれども、人件費の割合等も含めて、運営費等の使い道等については引き続き目を緩めないでいただきたいと思っています。2番のほうは5対1でされているということで、了解をいたしました。

○つる委員長

それでは、本件については、結論を出すでご意見がまとまったようですので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

それでは、本件については、結論を出すに決定いたしました。

それでは、平成29年陳情第9号 保育所職員に対しての処遇改善に関する陳情について、採決をいたします。

本件は挙手により採決いたします。

本件を、採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○つる委員長

賛成少数につき、平成29年陳情第9号は、不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○つる委員長

次に、予定表3、その他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、文教委員会にかかわる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目とそれに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

また明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

飯沼議員の保育の質問のところで、待機児ゼロに平成30年度4月でなる見通しができつつあるというお話だったので、それについて具体的に教えていただきたいと思っております。認可保育園が何園できて、ほかのものについてもどのくらいできて、需要見込みが幾つでどのようになりますというところを教えてくださいたいと思っております。

○つる委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

それでは、今のだて委員から一般質問の飯沼議員のものうち保育に関する項目に関連して、待機児ゼロを4月で見通しがあるという内容についてより具体的な内容をお聞きしたいということでございますので、明日の委員会で理事者の答弁をいただきたいと思っております。

その他で何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ないようですので、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定はすべて終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

なお、明日の委員会で行政視察の勉強会を行う予定でおりますので、よろしくようお願いいたします。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後2時45分閉会